

第2期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（第4回）

1 日 時

平成29年11月30日（木） 午後6時から午後8時30分まで

2 場 所

東京都庁第一本庁舎 25階 112・113会議室

3 出席者

有村委員長、坂田（仰）委員、林委員、坂田（篤）委員、笠原委員、鈴木委員、
横井委員、相川委員、橋本委員（9人） ※ 欠席 藤平委員長職務代理者（1人）

4 事務局参加者

堤次長、増渕指導部長、建部指導部指導企画課長、藤井指導部高等学校教育指導課長、
伏見指導部特別支援教育指導課長、西山総務部企画担当課長、月山教育相談センター次
長、和田青少年・治安対策本部青少年担当課長、斎藤指導部主任指導主事（教育相談担
当）、志村教職員研修センター研修部教育開発課統括指導主事

5 傍聴者

0人

6 報道機関

取材 2社

7 審議内容

（1）事務局説明

ア いじめ防止及び自殺予防対策等に関する取組の徹底について

イ 平成28年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について

ウ 「平成29年度いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」結果について

(2) 審 議

- ア 子供がいじめについて考え、主体的に行動しようとする意識や態度の育成について
- イ その他

8 審議記録

【事務局（斎藤主任指導主事（教育相談担当））】

本委員会の進行を務めます指導部主任指導主事の斎藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

開会に先立ち、委員の皆様にご二点の御連絡と、お願いを申し上げます。

一点目は資料の確認です。机の上に配布させていただきました資料につきまして、次第の下に記載しております資料を示してあります。御確認の上、不足等がございましたらお声掛けを頂ければお持ちいたします。

二点目は、本日の取材の状況についてです。テレビ局のTBS社及び都政新報社が、本日の会議の取材を申し出ております。カメラにつきましては、TBS社さんが御希望いただいておりますので冒頭の指導部長挨拶まで許可させていただきます。

今回の傍聴につきましては、東京都教育委員会傍聴人規則に準じて受け付けることといたしております。現時点では、御希望の方はいらっしゃいません。会の開始まで、もうしばらくお待ちください。

それでは有村委員長、会の進行をお願いいたします。

【有村委員長】

皆さん、こんにちは。夕方の6時ということで遅い時間でお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会委員の、坂田委員からちょっと遅れるという連絡が入っておりますけれども、8名に出席をいただいておりますので会議を始めさせていただきたいと思っております。

それでは、ただいまから第4回東京都教育委員会いじめ問題対策委員会を開催いたします。

初めに、教育庁増淵達夫指導部長から御挨拶をいただきます。よろしくお願いた

します。

【事務局（増淵指導部長）】

それでは、皆さんこんばんは。委員の皆様方には公私ともに大変お忙しいところ、第4回東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に御出席をいただきまして本当にありがとうございます。

前回、第3回の本委員会におきまして、御審議いただきました東京都いじめ防止対策推進条例第11条第4項に規定する調査についての報告書につきましては、9月25日の月曜日に、知事に報告するため担当の部署に報告書を提出したところでございます。そして9月26日の火曜日に報道機関等に公表をさせていただきました。

有村委員長をはじめ、委員の皆様方、そして調査部会長として御尽力いただきました坂田委員には、改めまして心より感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

都教育委員会といたしましては、この調査結果から明らかになりました課題や、改善に向けた取組について都内全公立学校に改めて周知をし、学校における、いじめ防止及び自殺予防の対策等の取組について、一層の徹底を図っているところでございます。

さて、各学校におきましては、いじめ防止のための組織の確立や、教育相談体制の充実などの取組を推進してまいりましたが、教職員にいじめの定義に対する確実な理解に基づく組織的な対応ですとか、子供たちにいじめ問題の解決に向けて主体的に行動しようとする、そういった意識や態度を育成することなどについては、今後、更に充実させる必要があります、取組の重点としているところでございます。

先日、公表いたしました「平成28年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態」及び都独自の「いじめの認知件数及び対応状況に関する調査」結果におきまして、都内公立学校におけるいじめの認知件数は昨年度に比べ大幅に増加しております。また、いじめの認知件数とともに、いじめの解消率も上昇しております。

詳細につきましては、この後、指導企画課長が説明させていただきますが、教職員にいじめの定義に対する確実な理解に基づいた組織的な対応を徹底させること等の取組について、評価、御意見を頂ければ、ありがたいと考えております。

さらに後半では、もう一つの取組の視点であります、「子供がいじめについて考え主体的に行動しようとする意識や態度の育成」について御意見を頂ければと考えてお

ります。これは、「いじめ総合対策【第2次】」におきましても、いじめの未然防止や解決に向けた取組として重要な視点として位置付けているものがございます。

都教育委員会といたしましては、本日の御審議の内容も踏まえ、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、組織的対応に向けた取組の徹底を図るとともに、更に実効性のあるものにすべく、これからも全力で学校を支援していく所存でございます。

本日も委員の皆様方には、いじめ防止対策等、一層の充実に向けて忌憚のない御意見を賜りたくお願いしたいと思っております。

以上、簡単ではございますが冒頭の挨拶にさせていただきます。限られた時間ではございますが、どうぞよろしく願いいたします。

【有村委員長】

増渕部長ありがとうございました。今、部長から御挨拶いただきました。ありがとうございます。

それでは、ここままで報道カメラ等については、御退席をお願いしたいということでございます。

それでは、次に報告事項でございます。事務局から、これまでの取組や、いじめの調査結果について御説明をお願いいたします。

また、御意見につきましては、全ての説明が終わったところで皆様からお伺いしたいと思っております。忌憚のない御意見を頂ければと思っております。

それでは、よろしく願いいたします。

【事務局（建部指導企画課長）】

指導部指導企画課長、建部でございます。この後の報告・説明につきましては、着座にて説明をさせていただきます。

それではまず、最初に、「いじめ防止及び自殺予防対策等に関する取組の徹底について」ということで説明をさせていただきます。

資料2を御覧いただけますでしょうか。平成29年9月26日付けで、区市町村教育委員会教育長及び都立学校長宛てに通知した文書でございます。

この通知は、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会による、東京都いじめ防止対策推進条例第11条第4項に規定する調査に関する報告書にまとめられた「提言」を受け、発出したものでございます。

この中で「一人一人の教職員の鋭敏な感覚により、どんな軽微ないじめも見逃さず

に、これを的確に認知する」、「学校が迅速かつ組織的にその状況を確認し、適切な役割分担により対応を行う」、「子供の不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等を含む全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備する」など、いじめのみならず、自殺予防にもつながるものとなっており、全ての学校において、これらの視点を重視した取組強化について示しています。

具体的な取組として、例えば「学校いじめ対策委員会を中核とした組織的対応」については、対策委員会の構成員にスクールカウンセラーを加えることや定例の会議は原則としてスクールカウンセラーの勤務日に設定することを再度、徹底をいたしております。

また、「スクールカウンセラーによる全員面接の効果的な活用」について、全員面接時に児童・生徒の気になる様子を捉えた場合は、その日のうちに対策委員会に報告するとともに、早期に、改めて当該児童・生徒と面接を行うことや、全員面接の事前アンケート等に「相談したいことがある」などの記載がある児童・生徒については、早期にスクールカウンセラーによる丁寧な面接につなげることを示しております。

さらに、「体調不良等を訴える児童・生徒への配慮」として、学級担任や養護教諭等は、児童・生徒一人一人の欠席、遅刻、早退等の状況を十分に把握することに加え、体調不良を訴え、保健室を利用することが繰り返されるなど、気になる状況が確認された場合は、保護者に連絡するとともに、スクールカウンセラーに相談したり、対策委員会に報告したりするなどの組織的対応につなげることを徹底するよう示しています。

今後、都教育委員会といたしましては、各学校における取組状況について、その検証方法も含め検討してまいります。説明は以上でございます。

【有村委員長】

ありがとうございます。今、いじめの取組の徹底、通知について、御説明を頂きました。また後ほど、御意見等賜りますので次に移らせていただきたいと思いますっております。

とりあえず、質問等がもしあればと思いますが、どうでしょうか。皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

とりわけ、前回の会議の時も御説明がありましたけれども、都立学校の生徒が自ら命を絶ったということに関して、その後の指導の徹底を図るために通知を出して、そ

の徹底を図っているという趣旨の説明が、今、ございました。

これから後ほどの調査等とのこととの関係する部分があると思いますので、また頭に置いて、御質問等があればおっしゃっていただけたらと思っております。

次に進めてよろしいでしょうか。それでは次の説明をお願いいたします。

【事務局（建部指導企画課長）】

次に平成28年度の「児童・生徒の問題行動・不登校等調査」の結果がまとまりましたので説明をいたします。

この調査は、毎年度、文部科学省が全国全ての小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校を対象に実施しているものでございます。

概要を示しました資料3を御覧いただきながら、幾つかの点に絞って説明をいたします。

まず、認知件数でございます。平成28年度の「いじめの認知件数」の合計は、18,154件であり、平成27年度から全ての校種で増加をしています。特に小学校におけるいじめの認知件数は、大幅に増加しています。

認知件数が増加している理由は、調査に当たり、新たに「けんかやふざけ合い、暴力行為であっても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、認知を行うこと」を明記したこと、また、いじめ総合対策の改訂に先駆け、各学校において年3回以上のアンケートを実施し、いじめの早期発見に努めたこと、いじめの行為の重大性の段階に応じたいじめの類型を示すなど、どんな軽微ないじめも見逃さず、的確に認知できるよう全ての教職員に対し「いじめ」の定義のより正しい理解に努めたこと、いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に課題があると捉えないことなどについて、区市町村教育委員会の担当者連絡会、校長連絡会、教員対象の研修会等、あらゆる機会において繰り返し周知・徹底したことにより、学校が、いじめと疑われるものを積極的に認知したからであると思われま。

次に解消率でございます。表の一番右側の列に示しております「解消率」を御覧いただければと思います。

全体といたしましては92.9%のいじめが解消されていることが分かります。小学校・中学校・高等学校で解消率が上がっており、特別支援学校では、解消率が下がっています。この中には、年度末に認知されたために調査時点である3月31日には、指導中であり解消には至っていなかったという事案もございました。

教員が軽微ないじめを確実に認知するとともに、学校いじめ対策委員会を核とした組織的な対応と、その後の経過観察を行い、いじめの重篤化を防ぐことが重要であると考えております。

次に、いじめ発見のきっかけでございます。下段右の説明にある〔特徴〕を御覧ください。いじめ発見のきっかけは、小学校・中学校・高等学校では「アンケート調査など学校の取組」が多く、特別支援学校では、「本人からの訴え」が最も多くなっています。いじめや、いじめの疑いのある状況を認知するための一つの重要な参考資料とするために、定期的に児童・生徒を対象にアンケートを実施することが大切であると考えています。

次に、いじめの態様でございます。この、いじめの態様については、昨年度同様、「冷やかしやからかい等の言葉によるもの」が最も多くなっています。これは、軽微ないじめが認知されていることに関連していると考えております。

次に、今後の対応でございます。右下の【今後の対応】を御覧ください。今後は、全ての教職員が「いじめ」の定義を正しく理解し、一人一人の鋭敏な感覚により、軽微ないじめを含めて的確に認知できるようにすること、

「学校いじめ対策委員会」の役割を明確にして、全ての教職員が報告・連絡を欠かさず行うことにより、あらゆるいじめに対する組織的な対応を強化すること。

スクールカウンセラー等を含む全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備することで、児童・生徒が教職員を信頼して相談できる関係を構築すること、

子供たちが、いじめを自分たちの問題として捉え、「いじめをなくすためにどうすればよいか」について、自ら考え、話し合い、行動できるようにするための取組を推進することなどの、「いじめ総合対策【第2次】」を一層推進してまいります。

以上で、平成28年度、問題行動・不登校等の実態における「いじめ」の状況についての説明を終わります。

【有村委員長】

ありがとうございます。別紙に詳細なデータもありますけれども、今、概要について説明をいただきました。今の御説明あるいは、もっとこの辺、ちょっと詳しく聞きたいというのがございましたら、是非お願いいたします。いかがでしょうか。

【坂田（仰）委員】

よろしいですか。

【有村委員長】

はい、どうぞ。坂田委員。

【坂田（仰）委員】

解消率のところなんですけども、高等学校が96.6%で非常に高くなっているかと思っています。国のガイドライン等では数か月のフォローアップ期間というのが設定されていると思うんですね。三学期に起こったものでフォローアップをすると、基本的には三学期中での解消は不可能というのが私たちの受け取り方なんですけど、それにしても非常に高くなっていて、全体で、認知件数145ある中で解消が140。じゃあ三学期には、ほとんど見付かっていないという計算になるんですけど、こういうことって基本的にあり得るのかどうかというところをちょっとお聞かせいただきたいのと、私がすごく疑問に思っているのは、高等学校の解消というのが、ちょっと定義とずれているのではないかという思いが、ひょっとしたらあるのかなというところがあって、その辺について都教委では、どういう認識を持っているのかというところもお聞かせいただきたいんですけど。

【有村委員長】

大きく二点あったかと思うんですけど、どうぞお願いします。

【事務局（建部指導企画課長）】

まずは、委員から御指摘いただきましたように、その解消の定義につきましては、まず、本人同士の謝罪の場であるとか保護者向けの会合を開いて、そこで一回解決という形を取ると、ただ、それをもって解消したものではなくて、そこから3か月間それが更に再発しないかどうかということを経過観察していくということを、これは徹底しております。

そういう意味で解消率が常に100%になるということではなくて、三学期に起きたものにつきましては、4月、5月に延びる場合もありますので当然ここで解消ということにはならないというふうに、まず大きな流れとしては、今、御指摘いただいたとおりでございます。

高等学校につきましては、もう少し分析は必要かと思っておりますけども、この定義につきましては徹底をさせていただいておりますし、改めて、この高さが本当に解消になっているのか、それとも、この3か月間ということ、もう一度丁寧に見ているのかどうかということにつきましては、今年度の調査につきましても丁寧に確認をしてい

きたいと考えております。

【有村委員長】

よろしいでしょうか。今、解消率について、非常に的確な話合いができたと思うんですけど、ほかにどうでしょう、皆さん。よろしいでしょうか。

私の場合、一点ですね、今の同じ、解消率のところなんですけど、小学校が先ほど認知件数でも非常に18,000という高い件数なんですけれども、いわゆる小学校の場合は、というか軽微なものは、先ほど説明があったように、非常に軽微で見逃さないと、見逃さなかったゆえに非常に先生方の認知が高くて件数に上がったということが言えている訳ですけども、いじめが軽微だから解消したとか、重大だったから解消はしにくかったという温度差はない気もするんですけども、考え方によると軽微だから解消率が高くなるという理解があるのか、ちょっと教えていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。どうぞ、お願いいたします。

【事務局（建部指導企画課長）】

そこに大きな違いはあってはならないと思っております。やはり、その解消に向けての取組については、軽微であろうが重篤なものであろうが、先ほどの3か月という一つの期間を含めて徹底していかなければならないと思います。

ただ、小学校の一つの違いとしては、この後の資料でも御覧いただければと思いますけども、やはり、まずは軽微なものについては最初に学級担任の方で関わっていくと、最初から全て対策委員会ということではなくて、担任が関わった中で、その後、対策委員会に報告してということで、担任が早い段階で、例えば子供同士のトラブルであるとか、その場で一旦収めて、そして、実態として軽微ないじめとして認知して報告をするということで、担任が解決に多く関わるという事実は多々あるかと思えます。

また、そうしていかないと学級経営というのは、子供たちのそういう葛藤体験も踏まえて起こるものですので、全てを、最終的には組織にもっていきますけれども、全部、重篤と同じような扱いにしていくものではなくて、場合によっては、そこで子供たち同士の解決を促していくというようなこともあろうかと思えますので、その経過については多少の差はあるかと思えますが、最終的な解消の判断については同じ期間、また組織的に判断していくということは変わりないと捉えております。

【有村委員長】

ありがとうございました。いずれにしても非常に高い解消率、それはやはり先生たちの努力とか、あるいは学級経営の充実とか、早期発見、そういったような、いい展開ができていくというふうに理解ができるような気がしますので、是非、この努力を学校も続けていただければありがたいし、また子供たちの関係を深める一つの様子、パターンと理解したところでございます。

ほかの皆さん、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【坂田（篤）委員】

解消率の話ではないんですけども、実態把握の問題で、今、この報告を読みますと、やはりアンケートなどの学校の取組が数としては多かったという話なんですけども、アンケートによる実態把握の限界についても考えなければいけないと思います。本市では子供のいじめ撲滅のサミットをやっていまして、そこで子供たちから「アンケートになんかに書かないよ」と、「先生たちは分からないんだ」というような話が、やはり裏の声として出てくるわけなんです。

だから、やはり多様なツールを用いて、この実態把握をすべきだと私は思っているのですが、その中で長野県がSNS、いわゆるLINEを使って相談活動を行うことによって1年間の相談件数を2か月でクリアしてしまったというような報道があったと思います。

私、この長野県の取組について、あまりよく分かっていないんですけど、もしもそういう情報があったら教えていただきたいのと、新しい、子供たちの実態を把握するようなツールが必要になってくるんじゃないかと思うんですけど、そこに対する都教委のお考えというのでしょうか、何か方策等があれば教えていただきたいと思います。

【有村委員長】

ありがとうございます。今、二点、長野県の例と新しいツールということでしたけど、いかがでしょうか。どうぞお願いします。

【事務局（建部指導企画課長）】

SNSによるいじめ相談につきまして、長野県の状況につきましても確か1か月ぐらいたったと思いますけど、ある程度期間を絞って、2か月、3か月、期間を絞って、その期間の間で試行という形で、どれぐらいの相談があるのか、また、こういった形で解決できるのかということで試した上で、今、一旦は止めているという状況で聞いております。

その試行しているという背景としては、やはり匿名で相談がきた場合の対応をどうするかとか、場合によっては本当の相談なのか、それとも愉快犯的なものなのかということも見極めをしていかなければいけないということで、まだ、これを全面実施にしていくのは、どの自治体もそうだと思うんですが、そのためにクリアしなければならない課題というのは多々あるというふうに聞いております。

東京都といたしましても、実際にSNSにつきましては子供たちの身近なツールになっているという事実は認識しなければならないだろうと。合わせて、やはりそこで課題等もありますので、現在は研究には着手をさせていただいております。

また、これをどういった形でやるかということにつきましては、また情報がまとまりました時点で御提供したいと思いますが、やはりSNSを一切使わないという時代ではないという認識の上で、どういった形で、特に東京都は子供たちの数も多いですので長野県以上に多くの情報が殺到した場合に、それが本当に処理できるのかというような、そういった課題も含めて、現在、研究に着手しているという状況でございます。

【有村委員長】

ありがとうございます。よろしいでしょうか。今、事務局からも話がありましたように、SNSについては、私も教育委員会の先生方と話すことがあるんですけど、非常に東京ルールを徹底させようじゃないかとか、あるいは、そのような学級活動でも指導しようじゃないかという動きが少しずつ実態としてもあるように思います。

そういった意味で、今、お話がありましたように、これから新たな研究組織を立ち上がるといったような話もお聞きしましたので、結構、避けられない問題というか、大事な課題ですよ。

この辺り、また今後、検討課題にさせていただけるとありがたいなと思って、今、伺ったところです。

どうでしょうか。28年度の実態について、今、議論しているところです。他には。どうぞ、横井委員、お願いいたします。

【横井委員】

特別支援学校について、質問したいと思います。

特徴のところ、特別支援学校では本人からの訴えが最も多いとなっていますけれども、ちょっとこれは不思議に思うと言いますか、むしろ教員の皆さんからの訴えで

把握することが多いのではないかと、保護者からの把握が多いのではないかと想像をするんですけども、本人からの訴えとなっているのは、どういう背景なんだろうということが一つと、特別支援学校の認知学校率が数字で見ると低くなっているのも、どういったことなんだろうと思います。

想像するに、いじめかどうか判断するのが、事実確認だとか状況把握だとか難しいのかなと思いますけども、どうなのでしょう。

【有村委員長】

事務局の方で分かればお願いします。

【事務局（建部指導企画課長）】

まず、今回のデータから説明できることのみ、私の方でお話しさせていただいた後、特別支援の方の課長もおりますので実態がどうなのかということも説明させていただきたいと思いますが、また、今回のこの調査の中では、特別支援学校の件数が少ないということで、この傾向というのは、今、御指摘いただいたように通常でいうと、やはり保護者からの訴えであるとかという傾向が多くなるだろうと我々も予想はするんですけども、今回その件数の中では本人からの訴えが多かったということで、少ない件数の中で割合としてはこれが多くなったと実態としては捉えております。全体の傾向としてですが。

【有村委員長】

どうぞ、お願いいたします。

【事務局（伏見特別支援教育指導課長）】

特別支援教育指導課長の伏見と申します。特別支援学校の児童・生徒の多くは、知的障害のある生徒が在籍しておりますのでアンケートには答えられないことで担任が一人ずつ聞き取りを行います。

中には、それでも回答ができない子供たちもいますが、聞き取りですと本人からの訴えということになります。

不快な思いをしたということですが、それがどの場面で、どういう状況の中でというのが、なかなか特定できずに、〇〇君からと言うけども、それが相手に聞き取りをしても状況がよく分からないで、解消にというまではいけないというのが実態としては多くなってしまおうという、今の御指摘のとおりです。

【有村委員長】

よろしいでしょうか。

【横井委員】

障害のある子供たちの権利が守られるようにと思います。ありがとうございました。

【有村委員長】

ちょっと今の話で、眺めていて気付いたんですけど、この詳細な冊子のとじ込みの8ページに今の話あったかと思うんですけども、8ページにいじめの発見のきっかけという(3)がございまして、内訳で本人からの訴えというところが確かに特別支援校は15件ほとんどがそうになっていて、今のこの数値に対する説明、今の課長の説明ということで理解してよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

この、本人からの訴えということについて、今の説明ですと、担任の先生とかがちょっと障害のあるお子さんの場合には聞き取りをして、それを本人からの訴えがあったと理解してカウントしているという理解ですね。

はい。分かりました。よろしいでしょうか。ありがとうございます。ほかの委員の皆さん、いかがですか、何かございましたらお願いします。林委員、お願いします。

【林委員】

特徴の中で二つ。三つ目のところで、冷やかしやからかいの言葉によるものが多いと書いてありますが、確かにそうだと思うんですが、これが何月ごろに学校種によって違うのかとか、全体的に何月ごろに多いのかということが分かれば対策を取りやすいと思います。先ほど、特別支援学校は3月に起きたいじめの案件があるから解消率が低いという説明もあったかと思いますが、何月ごろ起きやすいのかとか、学校種によって変わるのかとか、そういったこと分かれば教えていただければと思います。

【有村委員長】

ありがとうございます。その月とか学年とかが分かればということですけど、いかがでしょうか。

【事務局（建部指導企画課長）】

まず、冷やかし、からかい、やはり小学校の低学年が圧倒的に多いという傾向はございます。一方で、今御指摘いただきましたように、月別の統計というのは、この問題行動調査にはないものですので、今御指摘いただきましたように、今後やっぱり分析をしていったりとか、解消に向けていく時には、時期的な問題というものも、我々も手法として考えていかなければならないということです。現時点では、この問題行動

調査の中では月別の報告というのはないものですので、その分析には至っていないという状況でございます。

【有村委員長】

ありがとうございます。一般的に理解する感じでは、冷やかし、からかいというのは年度初めとか学期初めとか、考えられそうな気はしますね、学校の実情を考えますと。その点はどうでしょうかね。ちょっと類推で申し上げて恐縮です。

鈴木委員、何か御指摘ございますれば。

【鈴木委員】

今のお話を、学校の現場でずっとやってきた感覚で申し上げますと、まず、ゴールデンウィーク明けが一つのポイントかなという気がしております。4月は皆さんが、やはり新しい先生、新しいクラスになったりすると、ある程度緊張関係と、それから緊張感とお互いの関係性を見るというところで、いじめに、というところまではいかないような状態です。それが、5月の連休明けが一つのポイントで、特に運動会、体育祭などがありますと、その練習中に、やはり運動得意な子と苦手な子、そういったところで、いろいろな対立とかが起きるといような、自然なことではあるんですけども、その中で起きてきたりすることはあります。

あともう一つが、小学校はないんですが、中学校は実は夏休みが非常に大きなポイントかなというふうに感じております。夏休み中に部活動がございます。先生は部活動に張り付いていらっしゃるわけではありませんので、そこで先輩から後輩、あるいは学年同士の中で子供たちの対立というのがあって、夏休みの部活動で、それに宿題が加わって、ちょっと燃え尽きてしまって9月から学校に来にくくなったというようなお話を聞くことがあります。

その次は、12月から1月の辺りかなという気がしております。次の、10月、11月、いろいろな学校行事等がありまして、その後そこで、いろんなことが起きて解消されていけばいいんですけど、そこが解消されないでいくと11月の終わりから12月の頭ぐらいで訴えられてきて、1月からお休みになるというような方が、これまで学校の中でやってきますと、ちょっと見えてるような気がいたします。

【有村委員長】

臨床心理のお立場から、よく分かりやすいお話をいただきました。何か事務局で補足等ございますか。

【事務局（建部指導企画課長）】

先ほどの説明に補足をさせていただきます。この問題行動・不登校等調査につきましては文部科学省の調査で回答する形ですけれども、実は、東京都独自で、この後の報告にございますが、平成24年度から東京都は、ふれあい月間という6月の終わりと11月の終わりに、その時のいじめの状況、いじめだけではございませんが、様々な学校の問題行動について、都独自で調査をさせていただいております。

この6月末の段階の報告を、この後させていただきますけれども、今後、そこで大きく三期に分けて、6月末の状況はどうだったのか、それと11月末の状況がどうだったのかということも今後また分析をさせていただいて、また次の対策委員会の時には、その辺りの状況から月別になるかどうか別にして、大体、三期に分けた中でどの時期に一気に増えてくるのかというようなところは夏休みも踏まえて今後、我々の方としても検証していきたいというふうに考えております。

【有村委員長】

ありがとうございます。特にそのほかには、いかがでしょうか。では、皆さんから、28年度の問題行動等の調査概要について、いろいろ質問、御意見等いただきまして、ありがとうございます。また何か思い出して、何かありましたら、後でおっしゃっていただければと思っております。

それでは、次の報告に移らせていただきます。平成29年度のいじめの認知件数及び対応状況等について、調査結果を事務局から御報告いただきます。よろしく願います。

【事務局（建部指導企画課長）】

今、御紹介をさせていただきましたけれども、都独自の調査の報告でございます。平成29年度の「東京都公立学校における『いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査』」結果について、説明をいたします。資料の4を御覧ください。

先ほど申し上げましたとおり、この調査は、「問題行動・不登校等調査」の結果とは別に、東京都教育委員会が独自に実施している調査であります。

最上段の枠内に記載しているとおり、本調査の対象期間は、平成29年4月1日から6月30日までの3か月間、対象は、都内の公立学校です。

次に、「調査の趣旨」等を御覧ください。本調査は、都内公立学校のいじめの実態及びその対応状況について総点検を行い、課題を明らかにするとともに、取組の改善

を図ることを目的として、滋賀県大津市での重大案件が報道された平成24年度から実施しております。調査に当たりましては、平成26年7月に策定された「いじめ総合対策」、その改訂版である平成29年2月に策定された「いじめ総合対策【第2次】」に示す取組が、各学校でどの程度推進されているかを経年比較できるようにするため、質問項目を設定しています。

それでは、調査の結果の項目ごとに説明をいたします。

まず、認知件数についてです。①のグラフを御覧ください。3年間のいじめの認知件数の推移でございます。校種ごとの認知件数を折れ線グラフで示しております。

認知件数は、小学校で9,597件と、昨年度と比較して約5.5倍に増加しました。中学校では、2,220件と、昨年度と比較して約2倍に増加しています。高等学校は、55件、特別支援学校は、12件と、昨年度と比較していると増加ではありますが、小・中学校のように大幅な増加とはなっておりません。全校種の合計では11,884件と、昨年度の約3.9倍に増加しています。

また、この調査では、いじめと認知していなくても、いじめの疑いのある事案についても報告を求めており、それを含めると13,500件、昨年の約3.3倍になります。

この結果は、先ほど御報告した文部科学省が実施した「問題行動・不登校等調査」において、小・中学校の認知件数が大幅に増加したことと同様の傾向を示しています。

一方、区市町村によって、いじめの認知件数に大きな差が見られます。このことについては、後ほど触れたいと存じます。

次に、認知したきっかけについて説明いたします。②のグラフを御覧ください。いじめを認知したきっかけのうち、特徴が見られた三つの項目に対する回答を示しています。一番左のグラフにあるように、特に今年度は、認知件数の増加に伴い、「アンケート調査により発見」した件数が大幅に増加となりました。「いじめ総合対策【第2次】」では、都内の全ての公立学校は、年3回以上のアンケートを実施することとしています。これを踏まえ、学校によっては毎月アンケートを実施するなど、アンケートの実施回数が増えたことが影響していると考えられます。

真ん中のグラフは「学級担任が発見」、右のグラフは「子供からの訴え」により認知した件数です。どちらのグラフにおいても、小学校で件数が大幅に増加となっております。

次に、いじめの主な態様についてです。③のグラフを御覧ください。いじめの主

な態様のうち、特徴的な二つの項目をお示ししています。左のグラフは、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」件数を示しています。小・中・高等学校では、この項目が最も多く、いずれの校種も昨年度より増加しています。小学校では昨年度と比較して約4.8倍の5,210件、中学校では、約1.7倍の1,416件の増加となっています。

この「冷やかしかからかい」などは、最も軽微ないじめの態様を示すことから、この項目の件数が多いほど、いじめの早期発見が進んでいると捉えることもできます。

今後の対応として、子供が互いの人格を尊重し思いやりの心を持って、他の人と関わることができるようにするために、人権教育を組織的・計画的に推進してまいります。また、「いじめ総合対策【第2次】」を活用し、いじめに関する授業を小学校低学年から計画的に実施することで、いじめの未然防止等を徹底してまいります。

右のグラフは、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことを言われる」件数を示しています。この項目においても、小・中学校で件数の大幅な増加が見られます。小学校では昨年度と比較して、約4.3倍の70件、中学校は昨年度と比較して、約1.7倍の228件となりました。こうしたいじめに対し、各学校において「SNS東京ルール」や、いじめ防止等アプリ「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」の活用を促進するなど、情報モラル教育の一層の推進を図ってまいります。

次に、認知されたいじめについて、誰が、どこで対応したかということで、[4](#)のグラフを御覧ください。認知されたいじめについて、誰が対応したかについて、二つの項目をお示ししています。左のグラフは、「学級担任が対応」した割合を示しています。小・中学校、特別支援学校では、この項目が最も高くなっております。軽微ないじめについては、学級担任が対応している状況が伺えます。

右のグラフは、「学校いじめ対策委員会が組織的に対応」した割合を示しております。小・中・高等学校においては、昨年度より増加となっています。特別支援学校では、昨年度の83.3%から、16.7%と大幅な減少を示しています。これは、特別支援学校で認知されたいじめの件数が12件と少なく、認知されたいじめを学級担任が個別に対応し、学校いじめ対策委員会には、その対応後、報告したものと考えられます。

今後の対応として、認知されたいじめについて、学級担任が一人で抱え込むことがないように、学校いじめ対策委員会を核とした組織的な対応について、周知・徹底を図ってまいります。

次に、認知したいじめについて、学校がスクールカウンセラーと連携して対応した状況についてでございます。裏面、**5**のグラフを御覧ください。「スクールカウンセラーと連携して対応した件数」及び「対応した件数の内、効果が見られたと回答した件数」を示しています。いずれの校種でも、昨年度よりスクールカウンセラーが「対応した件数」と「効果が見られた件数」が増加しています。スクールカウンセラーは、いじめ防止対策に極めて重要な役割を果たしており、効果が見られた事例を広く周知し、スクールカウンセラーとの連携を一層強化してまいります。

次に、学校いじめ対策委員会の取組状況についてです。**6**のグラフを御覧ください。「学校いじめ対策委員会の取組状況」について、質問した項目の中から二点示しております。左のグラフは、学校いじめ対策委員会の構成員としてスクールカウンセラーの役割を明確にし、「スクールカウンセラーからの情報を共有」している学校の割合を示しております。右のグラフは、学校いじめ対策委員会がいじめ未然防止や早期発見の取組について、「年間計画を策定し、全教職員に周知」している学校の割合を示しています。これらの結果から、「いじめの防止等の取組」が計画的に実施できていない学校があることが分かります。

これらの取組は、全ての学校で実施されるものであり、今後も確実な実施に向けて繰り返し指導をしてまいります。

次に、いじめの対応について、学級担任等が一人で抱え込むことのないようにするための取組として、「各教員等が把握したいじめに関する情報を、全教員が共有するための工夫」について説明をいたします。**7**のグラフを御覧ください。「各教員等が把握したいじめに関する情報を、全教職員が共有するための工夫」の項目の中で二点お示しします。

左のグラフは、「全教職員で共通実践を徹底」していると回答した学校の割合を示しており、右のグラフは、「パソコンの共有フォルダに保存するなど情報共有」ができていると回答した学校の割合を示しています。

「全教職員で共通実践を徹底」していると回答した学校の割合は、全校種において、昨年度とほぼ同水準となっておりますが、パソコンの共有フォルダなどに保存して情報共有している割合が、全校種で増加しており、パソコン等を活用して、教職員全体で情報を共有する取組が推進されていることが伺えます。引き続き「学校いじめ対策委員会」が定めた共通の様式に従って、いじめの対応経過等の記録を残し、全教職員で

いじめの対応における情報の共有化の徹底を図ってまいります。

次に、いじめへの対応について、学級担任等が一人で抱え込むことのないようにするための取組の②としまして、「いじめの未然防止や早期発見に向けて、学校全体で工夫した取組」について説明をいたします。8のグラフを御覧ください。「いじめの未然防止や早期発見に向けて学校全体で工夫した取組」について、二点をお示ししております。

左のグラフは、「教育課程の『指導の重点』等に、いじめの未然防止や早期発見のための取組を、全教職員で行うことを明記している」学校の割合を示しています。この「教育課程に明記」している学校の割合は、小・中学校で昨年度より減少しております。右のグラフは、「学校評価の評価項目に、いじめの問題への適切な対応に関する内容が設定されている」学校の割合を示しています。この割合は、特別支援学校を除いた全ての校種で増加しております。

いじめの防止等の取組を教育課程に明記していない学校や学校評価の項目に設定していない学校については、区市町村教育委員会等と連携し、取組の徹底を図ってまいります。

次に、市町村別のいじめの認知件数等についてでございます。別冊資料の最終ページを御覧ください。都教育委員会は、毎年度、区市町村別のいじめの認知件数等を公表しております。

網掛けになっている欄は、認知件数を管下の学校数、月数で割った「1校当たり1か月の認知件数」が示されています。区市町村によって大きな差が見られます。いじめの認知件数が大幅に増加した区市町村は、「いじめ総合対策【第2次】」で示した、軽微ないじめを見逃さず認知するための取組に、いち早く取り組んだという共有点が見られます。区市町村や学校のいじめ認知に向けた取組事例を紹介するなど、いじめを確実に認知する工夫や方策について、情報の共有化を図ってまいります。

最後に、課題と今後の取組についてでございます。調査結果から得られた状況を基に、「総括」として今後の対策を三点お示ししています。

第一に、いじめは認知しなければ、解決できません。いじめを見逃してしまうことにより、重大な事態につながる事例を数多く報道されています。いじめの認知件数が多いことをもって課題とするのではなく、軽微ないじめも確実に認知しているという認識を、学校、保護者、地域、関係機関等に繰り返し周知・徹底してまいります。

第二に、スクールカウンセラーの助言を得ながら、教職員がいつでも相談に応じる体制を整備するなど、学校の教育相談体制の一層の充実を図ります。

第三に、道徳の時間の指導などを通して、いじめの未然防止や解決に向けて、児童・生徒が主体的に行動できるようにするための実践力を育成してまいります。

説明は以上でございます。

【有村委員長】

ありがとうございます。平成29年6月30日までの調査の結果について詳細な御報告をいただきました。委員の皆様、どうでしょうか。御指摘、御意見ございましたら、お願いいたします。どうぞ、横井委員、お願いします。

【横井委員】

私の方から申し上げたいと思います。学校いじめ対策委員会の取組状況⁶のところで、年間計画を策定している割合が、全校種で昨年度より減少しているというような課題なんではないでしょうか。書いてありますが、こういった年間計画を立てて、プランとチェック、アクションで取り組んでいくというような、こういった御担当の児童指導や生徒指導の先生方を中心にやられていると思うんですが、そういった核となる先生方をスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが支援するということが、より一層取り組まれると効果もあるのではないかなというふうに想像いたします。

総括のところで対策の②番として、教職員がいつでも相談に応じる体制を整備するなど学校の教育相談体制の一層の充実というふうにありますけれども、こういったところでも先生方がプランとチェック、アクションの意義とか意味とか、そういったことをスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに手引きというと、ちょっと違うのかもしれませんが、意義を、やはり外のものが言いやすいとか、外のものに言われると、という部分がございますよね、多少ね。だから、そういう部分で御支援ができるといいのかなというふうにスクールソーシャルワーカーとして思ったりいたします。

スクールソーシャルワーカーの職務内容が、4月に明確にされたというようなことがありまして、その中に学校の支援体制、学校組織への働き掛けというような職務内容も入ってきていますが、スクールソーシャルワーカーに限って言えば、まだまだ、その意識が足りないのではないかなというふうに思いますので、少し研修などを通

じて。区市町村によっても、恐らくばらつきが当然あると思います。いじめを中心に配置しているスクールソーシャルワーカーと、そうでない区市町村と、いろいろあると思いますので、少し、そのところに対する働き掛け等もあってもよろしいのではないかなというふうに、見ていて思いました。失礼いたしました。

【有村委員長】

ありがとうございます。スクールソーシャルワーカーのお立場にも、事務局の方で補足とか、委員の皆さんで御指摘あったら、どうぞ。事務局から、どうぞお願いします。

【事務局（斎藤主任指導主事（教育相談担当））】

スクールソーシャルワーカーにつきましては、今年度、夏にセミナーを行わせていただきました。我々としましてもスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの皆様と実際に顔を合わせて意見交換する機会がありましたけれども、今後とも、スクールソーシャルワーカーの皆様も、かなり経験値にも違いがあるというようなことも認識いたしましたので、これは各自治体と指導部の方とで連携を深めながら、そういうサポートが今後できるようにしてまいります。

【有村委員長】

ありがとうございます。非常に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの皆さんのいじめの解消とか対応に、非常に効果があるとデータの的にも出てますので、今のまま、より一層充実すればいいなというふうに思って理解したところですが、ほかに委員の皆さん、いかがですか。では、林委員、先に。その次に坂田委員お願いします。

【林委員】

今の[6]に関して、私もお尋ねしたいことが一つありまして、[6]のところで、特に年間計画の方ですが、これ平成27年度には100%でしたね。全ての学校で取り組まれている、それが現在、高等学校が特に少なくなって、65.8%で年間指導計画を立てられていると、この変化の要因について、どのようなことが考えられるのかというのが一つです。

もう一つは、このどんどん減少していく傾向を、良しとするのか、困ったと考えるのか、対策をとろうと考えるのか、それが二つ目です。よろしくをお願いします。

【有村委員長】

では、どうぞ。意見をお願いいたします。

【事務局（斎藤主任指導主事（教育相談担当））】

平成27年度が100%なのは、教育委員会の方で、この年度に100%を目指して周知徹底をした年でございます。その後、2年間が経過して教員も変わっていく中で、数値が落ちてきたということを私どもも反省をしまして、再度、周知徹底を図ってまいります。また、この年度計画は、一度作ってしばらく同じものではなくて、毎年度いろんな調査の実情ですとか、子供たちの様子を見ながら改訂していくものだというふうに考えますので、改めてそのような周知をして徹底を図ってまいります。

【有村委員長】

よろしいでしょうか。ありがとうございます。多分これは、作成はしたが全教職員に周知する方が年度によって少し落ちてきたという理解なのか、作成そのものが27年度に100%で作成した、これが、ちょっと2、3年は続くものなのかという、よきに解釈すると理解できそうな気もするんですけど、どうでしょうかね。

やっぱり作成した27年度に、作成したから全部100%でしたから、もう28年度は、ぜんぜんそれは、作成は削除することではないですよ、多分。あるわけですよ。

だから、周知の度合いが、ちょっと十分でないところがあるという理解のほうがよろしいのでしょうかね。

【事務局（建部指導企画課長）】

やはり、そこをもう一度我々としては徹底しなければならないと思っております。一度作ったので、これを使っていけるだろうということではなくて、やはり子供たちは毎年変わっていくわけですから、また教員体制も変わっていくと、中で、やはり、その実態に応じた形で計画を作っていくのが本来の形だと思います。

このいじめ問題につきましては、やはり社会的にいじめ問題が大きく取り上げられたりすると取組というのは、かなり充実はしてくるんですが、その間、どうしても低下するという傾向は、これまでございます。

そういう意味で今回の調査につきましては、6月末の段階での調査でありますので、これを踏まえて、もう既に区市町村教育委員会の方には、この実態を還元いたしまして、もう一度、各学校の状況を把握してもらおうということで取組を行っております。都立学校につきましても校長会等で、この状況について、いじめの計画がなしのまま組織的な対応はあり得ないというスタンスで周知をさせていただいているところで

ございます。

【有村委員長】

そうですね、これはやっぱり100%ありで当たり前のことだし、それが毎年改善されつつあるという認識がいいと思うんですけども、そのようにできればお願いしたいと思っております。

では、他にはいかがでしょうか。では、坂田委員が先に申し上げて、次に相川委員、お願いいたします。

【坂田（仰）委員】

一点目、質問しようとしていた点は、今こちらの方から質問された点と同じなんですけれども、これ、私の理解が間違ってるのかどうかというところも含めて、お願いをしたいんですけども、高等学校、極端に低いですよ。65～66%しかないという実態。それに対して⁴のほうでは、学校いじめ対策委員会が対応しているという割合が70%近くで一番高くなってるんですね。

私の理解だと、いじめが起こった後は、対策委員会が組織的な対応を行っているけれども、一番、都教委として力を入れているはずの未然防止の点、計画を作り、それを年間指導計画の中に落としていく、その点で都立学校の対応というのが、遅れているという理解に、私としては取ってしまったんですけど、この理解が間違っていないのかどうかというところが一点です。

二点目は、国でも、いじめ防止のための基本方針も3月に変わり、そして我々のところの対応も「いじめ総合対策【第2次】」で変わっていますよね。法律上は国のガイドライン等が変わった場合は、それを参酌しながら学校の指導計画を作っていくというふうになっているのに、これが下がってきているというのは、現在これから取り組むということもあるのかもしれないんですけども、本来であれば、一旦ここで上がるはずだというのが私の認識だったんですね。それが落ちているというところに対して、ちょっと違和感というか、対応が遅れてるんじゃないのかなというところを感じてしまう。その未然防止にかかわってガイドライン等の改訂に合わせて法律上見直しをすることになっている部分はどうなっているのかなというところが、ちょっと気になっているところなんです。

【有村委員長】

国との関連ですね。⁴と⁶についてのことでした。何かどうですか。コメントで

きることあれば、じゃあ、お願いいたします。

【事務局（建部指導企画課長）】

御指摘のとおりでございます。当然、先ほど申し上げましたように、やはり毎年見直していかなければならない内容でございますし、一方で、やはり国の方針が変われば、それを必ず反映させていくということ、それと、先ほど申し上げましたように子供の実態は常に変わっているという中で、昨年度作ったものが同じやり方でできるかどうかということは常に善処していかなきゃならないだろうと思っております。

委員に御指摘いただいたとおり、この数字上は、どうしてもそう見てとれてしまうと、計画はできていないけど実際に起きた時には対応すると、俗にいう対処療法的になってるのではないかという。数値は、やっぱり我々もそういう分析の上で、一個一個の取組は、また違う部分あるかと思いますが、その傾向ということは、きちんと校長会等でも伝えて、やはり計画があって、初めて対応ができるんだということの徹底を図りたいというように思います。もし、高等学校教育指導課で何かありましたら。

【有村委員長】

高校の方でお願いします。

【事務局（藤井高等学校教育指導課長）】

高等学校教育指導課長、藤井です。今、御指摘のとおり、計画がそのままだという学校については私どもでも強力で推進してまいりたいと思っております。

ただ、高等学校のほうは、年間の生活指導に係る全体の計画は毎年作っておりますので、その中には健全育成に関する指導ですとか、そういったものも含めて年間の計画は作って入れるというような状況はあったと思います。

ただ、この、いじめに対するところについても数値が下がっていくことは重大に捉えて、今後、指導の方を徹底してまいりたいと考えております。

【有村委員長】

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、相川委員、お願いいたします。

【相川委員】

質問というよりも、意見みたいになってしまうかもしれませんが、先ほどの6の周知のところ、やっぱり数字が下がるのには下がる理由が多分あって、年間計

画を立てて取り組むということについての有効性とか手応えみたいなものが、なかなか感じられないと意欲が持てないというようなことになってしまうのではないかなというふうに思うんです。

他方で、ちゃんとやっていて、それでうまくいっているところとか、手応えを感じていらっしゃる学校もいっぱいあると思うので、取り組みましょうということを書いていくときに、やはり、やらなきゃいけないからというだけではなくて、やるとどういふふうの意味があるのかということを中心に伝えていくことで、是非取り組んでいただけないかなということを感じました。

それと、何回も同じようなことを言ってるのかもしれませんが、いじめに関して法律ができて、いじめをなくしようということでの取組が進んでいるということは、すごく大切なことだと思うんですけど、学校で取り組まなければいけない課題がとてたくさんある中で、やはりいじめの問題というのは、一人一人の子供たちが学校生活上で傷ついたりとか苦しんだりしてる部分についての対応という面があるのだと思うのです。

そうすると、いじめがないようにするというアプローチと、それから一人一人の子供が悩んでいることとか苦しんでいることがないようにするというアプローチというのは、現場では違うものとして位置付けられているのか、それとも、もっと一体的なものとして取り組まれているのか、そのあたりのイメージを、よければ伺いたいなというふうに思いました。

【有村委員長】

どうでしょうか。もし分かれば、是非コメントを、お願いいたします。

【事務局（建部指導企画課長）】

まず一点目の、いじめの計画を作ったことによる、その効果というのが、学校はどれぐらい捉えられているかというところがございますけれど、いじめ対策について、対応について、効果的な結果が出ていた、成果を出した事例等については、今回の議事の中でも紹介をするなどして、積極的に共有していくということは必要だと思います。

そういう意味では、先ほど御指摘いただいたように計画を立てたことによって学校が組織的に動けたとか、そういったことをもう少し計画とリンクをさせながら、事例を絞って、また校長会であるとか区市町村担当者会議の中でも、そういった事例をお示しすることで、また、それぞれの立場から、だから計画をつくるのが有効だとい

うことにつなげていきたいと思っております。この事例の紹介の中でも、是非、そういう具体例として入れていけたら。実際そういう事例はたくさんございますので、入れていければというふうに思います。

もう一つの御質問については、なかなか難しい問題ではありますが、それぞれの所管課で補足があればと思いますけども、やはり学校によって、いじめの問題というのが報道等でも多く取り上げられて、やはりいじめに対して何とかしなければならない、さらに自殺防止にも取り組まなきゃいけないということで、様々な問題行動とか子供の実際の生活の中で起きる諸問題の中から、いじめだけを取り出して、それだけに特化してというような意識になっては、本来いけないのだろうというふうに思っております。

ただ、どうしても、教育委員会の方からも、いじめについての、いろいろな取組を示唆してる中で、もし教員の方が、そういったもので、いじめだけが特別だとなってしまうと、やはり本来基盤となるのは、相談しやすい環境であるとか、子供たち同士で解決する力であるのかなので、そういったものを育てていく。それが全ての基盤になるというふうに捉えておりますので、我々のこれからの学校への周知の仕方の中でも、そういったことに重きを置きながら、現状については我々もきちんと把握をするものではないんですが、もしそこを分けて考えて、いじめだけをやればよいということになっているようなケースがあるようであれば、本来の取組のベースになるものは、まず子供の力をどう育成していくかというようなところに、我々もいろんな形で伝えていかなければならないというふうに考えております。

もし、それぞれの所管課の方で具体的な事例があれば補足をお願いいたします。

【有村委員長】

いかがでしょうか。ほかの指導課の皆さん、いかがですか。では、どうぞ。

【事務局（藤井高等学校教育指導課長）】

今のお話とちょっとずれるかもしれませんが、高等学校の方は、これまで経営意識の方が、もう高校生だから大人といいますか、そういった意識の中で「このぐらいは」というのが、もしかしたらあったかもしれません。

ただ、こういった法律が制定されて、いじめのいろいろな授業、あるいは研修が盛んになってきまして、高等学校の教員は、非常にその辺の意識が高まって変わってきました。今、指導企画課長が申しましたように、子供本来に育成する望ましい姿、も

ちろんそれを追求しながらも高等学校の教員も、いじめに対して今までと違った見方で対応ができるようになってきたのは事実であると考えております。

【有村委員長】

ありがとうございました。相川委員、今の件よろしいですか。

【相川委員】

はい。

【有村委員長】

ありがとうございます。じゃあ、笠原委員、お願いいたします。

【笠原委員】

今回の調査で精神発達の面から、少し考えてみたいと思いました。結果は小学校での軽微ないじめ、これはもう精神発達の面から見ても多くて当たり前と思うので、調査がちゃんと行われていた、逆にもっと増えてもいいのかもしれないんですけども、そういう、からかいとか軽微なことは、たくさんあるんだろうと思うんですね。それが今より気付く、気付いてきたというのが全体の把握としては、こういうものじゃないかなと思います。

さらに、高等学校があまり人数が少ないということですけども、これはもしかすると精神発達の面からいくといじめの質が変わってくると思われるんですね。そうすると小学生や中学生とは違う形の、何か問題点が彼らの中にあらわれてきた時に今の調査では拾い上げられていないのではないかというポイントを一つ検討してもいいのではないかと考えます。高校生が、高校生としていじめをするというのは、どういうことなのかということ少し考えたほうがいいのかと感じています。

それから二点目は、ケアという点なんですけれども、28年度での判断ですけども、29年度でも、ちょっと細かくなりまして申し訳ないんですが、別冊の方の5ページに、認知したいじめについてスクールカウンセラーと連携した状況という項目の中に、被害児童・生徒へのカウンセリング、加害児童・生徒のカウンセリングというような項目がありまして、いずれも被害児童・生徒の方には比較的カウンセリングがよくあると思うんですけども、加害児童・生徒へのカウンセリングは少ないと思います。

これは、いじめが行われる時、小学生ぐらいですと確かに加害といっても軽微なものが多いかと思うので、それにいちいち加害の子たち全員にカウンセリングする必要はないのかもしれないんですが、中・高生、特に高学年になればなるほど、加害する側

も精神的な問題がある可能性が高くなってくると思われます。

実際に、数字上がどういう形での計算なのかちょっと分からないんですが、高等学校、中等教育学校の後期のカウンセリングが増えてはいるんです。

この年代で加害の子供たちへのケアというのは、多分もう少し状況をおいて考えられていった方がいい問題がはらんでいるのではないかと。例えばですが、その背後に個人的な、かなり家庭の虐待の問題のあったりとか、あるいは、その子自身の精神病理の問題があったりですとか、可能性があるのではないかと推察されるからです。

以上です。

【有村委員長】

非常に興味深い指摘を頂きましたけども、加害生徒、数字を見ると、被害生徒よりも加害生徒の方のカウンセリングって、ちょっと2分の1ぐらい低いというか、そういうふうになっていますよね。このあたりで何か事務局の方でお気付きの点ございますか。

【坂田（仰）委員】

いいですか。合わせて質問よろしいですか。

【有村委員長】

どうぞ。じゃ続いて、同じ質問ということでよろしいですね。では、坂田委員、お願いします。

【坂田（仰）委員】

法的な立場からいくと加害児童には指導が入ることになっておりますね。被害児童の方には支援が入ることになっていきますから、どちらかというところカウンセリングというのは支援の方に入るんだろうと思います。それで、加害児童に支援を入れる場合、カウンセリングを入れる場合に、支援というふうに分類できるんだとしたらですけども、やっぱり何か月ぐらいまでのものを、ここにカウントしているのかという問題があると思うんですよね。

私の法律の読み解き方だと、とりあえず目の前にあるいじめについては、被害者へ徹底的に寄り添うというのが今の流れで、加害者には毅然とした指導を行う。小学校でも出席停止とか入ってくるというのが文科省の速報でも出ています。その目の前のいじめが解消された後に、今度、加害者側に対する支援というのが入っていくという二段階の捉え方をしているんです。そう考えたときに、いきなり支援に入ってしまう

たら、法律の趣旨というのが没却されるって言い方をするということは、ちょっと語弊があると思うんですけども、あえて、それを批判の中でやった意味というのが薄れていくような気がしていて、被害者側と加害者側に短期の段階でこのアンケートを取ったんだとしたら、スクールカウンセリングとともに差が出てくるのは、ある種当然というのは私の理解なんですけれども、これ、どのくらいの期間においてカウンセリングしたかということが分からないので、そこはちょっと言えないんですけど、私の見方と、また都教委の捉え方が違うのかもしれないので合わせて、ちょっと質問させていただいている次第です。

【有村委員長】

どうぞ、何かコメントございましたら、お願いいたします。

【事務局（建部指導企画課長）】

ありがとうございます。主に三点、御質問いただいたかと思えますけど、まず高校生の冷やかし、からかい、高校生における発達段階における状況が小学生と同格で見えていいのかということも、やはり課題はあるかと思えます。

現在、文部科学省が行っている問題行動調査等をベースにしながら、東京都でも調査をしておりますが、今後、高校生の発達段階に応じて実際にいじめの対応がどうかということも含めて、我々は常に総合対策は見直していかなければならないと思います。今後そういった発達段階の視点も踏まえた中で、今回、いじめの、特に冷やかし、からかいが大きく伸びて、そこにどうしても着目してしまうんですが、高校生の場合の冷やかし、からかいというのは、どういうレベルなのか、逆にいうと、それが一つのコミュニケーションになってる場合も高校生ぐらいになると出てくるかもしれませんが、それをどう捉えていくのかということも含めて、もう一度、一つ一つのケースを検証していかなければならないだろうと捉えております。

この被害者と加害者のお話でございますけれども、これは坂田委員がおっしゃられたとおり、基本は、やはり被害者側に寄り添うということで加害者に対しては毅然とした指導というのはベースでございます。ただ、一方で中学・高校ぐらいになってきますと、実は加害者も別の面では被害者であるというような、入れ子構造のような状況も多く散見されます。そういった時に、先ほどありましたように期間というのが、間をあけてというものではありませんので、一時的にやると、どうしてもこういった結果になりますけれども、まずは指導から、やった行為に対しての指導は当然、加害者

には必要だと思います。

ただ、その中で常にカウンセリング的手法をもって、やった行為を否定するだけではなくて、その子が、なぜそういった行為に至ったのかということも把握しながら、状況によってはそこからカウンセリングにつなげていく。場合によっては他の子供、場合によっては上級生からいじめられていたとか、そういった問題が出てきたときに単にその子を否定してしまうと、決してその子にとっての解決にはならないということで、必ずそこは指導の中でもカウンセリング的手法は入れていかなければならないだろうと捉えておりますし、この辺りは本当にケースごとに違っていきますので数字上は被害と加害で、こういった形はどうしても傾向としては出てしまうという状況ありますけども、その子その子の加害者の状況も踏まえながら、決して加害者を善悪二元論で否定するのではなくて、この子の背景も場合によっては家庭の状況であるとか、そういったところからも、これから情報提供をしていきたいというふうに思っております。もし何か補足がありましたらお願いいたします。

【有村委員長】

ほかに補足とかございますか。今の笠原委員の御指摘の中で、私も実際、御指摘というか、お伺いして多分皆さん御存じだと思います。平成6年ですから20年前ですかね、愛知県の例の大河内清輝君の事件がございましたね。あの時に、非常にあれも大きな問題になったわけですがけれども、あの時に文科省が当時2万人調査というのをやまして、その中で被害の子供というのは何年か後になって加害者に転じる割合が多いと。私、今ちょっと、うろ覚えですがけれども約5割ぐらいだと思います。半数ぐらいの子は、被害を受けたら、それはなかなか心で解消できなくて、加害に変わると。ですから、いわゆる加害者の子供も、また被害、逆になるという意味で、ここにあるように加害の生徒のカウンセリングというのは数字的には低いんですけど丁寧にやっていかないと、将来においては、逆に被害者になったり、また次も加害、大きな加害者になる可能性があるという指摘をずっと思い出していたんですね。

そういうことで、今、笠原委員の話が非常に興味深くあったんですけど、笠原委員にちょっと教えていただきたいんですけど、いじめがもつ心的な外傷といいますか、そういうのが後々残りそうだと、特に中・高校生において気を付けなければいけないんじゃないかというふうに、私は今、お聞きしたんですけども、その辺の注意のしどころのポイントとか、あるいは、そういうのがあったら教えていただけたらと思って、

今、ちょっとお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

【笠原委員】

恐縮です。加害者の心理というものも、本当に、様々だとは思いますが、もともと、その子自身が被害を受けてきた経緯がある可能性が十分に考えられると思います。その被害というのは学校での被害とは限らない。その家であったり、家族であったり、あるいは携帯であったり、何らかの、特にいじめという背景の中に、言葉にしても行動にしても、かなり暴力的であるものが含まれると思うんですね。

連続的なものを致命的に、そのお子さんが体感しているとか、体験されている方である場合には、また加害者になる可能性が十分にあるだろうと思います。こういう側面が一つ。

もう一つは、先ほど申し上げた精神発達の課題と関係があるのですが、精神発達課題が遅れているお子さんは、その集団が大きくなって、みんなが例えば、周りの子は成長して行ってしまって、中学生とか高校生になって周りの子が成長しているのに自分だけ取り残されそうになると、周りに騒ぎを起こして、周りの力を自分に引き付けておこうとするというようなことすら考えられるんですね。

そうすると、やはり社会性の発達の遅れなども背景にあるやもしれないんです。そういうアセスメントというのは多分、ほんの一人、やってしまった行動だけ見ると、ひどいことしたということになるんですけれども、そのお子さん自身のその目線としないと、どうも背景は読み取れないだろうと思ったものですから、スクールカウンセラーさんとかスクールソーシャルワーカーさんなども、そういう子の加害の児童へのアセスメントというのを知る必要があるのではないかと思います。

【有村委員長】

ありがとうございます。非常に分かりやすく教えていただきまして、ありがとうございます。ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。坂田篤委員、お願いいたします。

【坂田（篤）委員】

本市で起きた事例ですけれども、なかなか対人関係が結ばなくて、常にトラブルを起こしているようなお子さんがいらっしやっただけです。もちろんカウンセリングを受けたり、様々な手を打ったりしたんですけど、なかなかうまくいかないんですね。ある時、医療につながったんです。医療機関とつながって、そうしましたら、その先生の見立てで、この子は、睡眠障害が根っこにあるのではないかという話になって、医療的ケア

をやってもらったんですね。そうしましたら状況が改善されたんです。

私が今、何を言いたいかというと、アセスメントのためには多様なチームがどうしても必要であるということです。今、チーム学校という呼び名になりますけれども、そこに医療機関を加えていくとか、それから精神発達の病院を加えていくとか、そういった概念が必要になってくるだろうなと思う。これが一つの発想です。

もう一つは、もう一度この資料に戻りますと、年間計画を策定し全教職員に周知をしたって、93.1%の小学校になっているんですね。私、この数字に、だまされちゃいけないなとも思っています。校長に聞くと周知をしたというのが恐らく93%であったとしても、教員に「あなた、いじめ防止のための年間計画があるのを知ってる」と聞くと「知らない」という教員がいるんですよ。

これは、周知をしたという行為だけではなくて、理解して実践するというところに結び付かないと、周知の意味が全くありません。これは地教委の我々側の責任の領域になると思うんですけども、少なくとも校長も我々も、この93.1%という数字の裏側に、もしかしたら周知はしたけれども理解はされていないということを考えておかないと、まずいなとは私は思っています。

そういう意味で、こういう高い数字が出れば出るほど、私は疑ってかかるようにしています。以上が私の考えです。

【有村委員長】

ありがとうございます。そうですね、やはり教員一人一人、周知されて理解しておくというの大事な視点だと思います。他の委員の皆さん、坂田委員からどうぞ。次に横井委員、お願いします。

【坂田（仰）委員】

繰り返し申し訳ないんですけど、大河内君の事件とかで、そういう数字が出てること自体は、私も否定しないし、加害者側に対するアプローチが多様であるべきだというのは当然のことだと思うのですが、この法律の制定に当たって、そういう加害者も被害者もお互い社会的な背景に問題があるから教育的アプローチを全部やっていきましょうということが、今回の大津の事件のような大きな事件に結び付いた。2010年代にこういう法律ができた背景には、とりあえず目の前のいじめに関しては、そこを一旦切り離しましょうという趣旨があったはずだということで私は申し上げているんですね。そこを最初から教育的アプローチにいくとしたら、90年代から変化がないとい

うことになってしまうんでないかと、それに対して私は非常に危惧感を覚えています。学校と医療の連携とか、学校と福祉の連携は、二段階目にやることであって、現場にそれを一緒におろしてしまっただけでは、また同じことの繰り返しになるんじゃないかというのが今回の法律の趣旨だったというところを、我々は、そのための委員会なんですから前提にしないといけないんじゃないかなというところがあって、あえて申し上げている部分があるんで、否定をするつもりは全くないのです。そこが法律の趣旨であり、我々のような、こういう委員会が置かれた趣旨なのではないかというのを、スタートラインとして共有しないと意味がないのではないかという気がずっとしているということでございます。

【有村委員長】

ありがとうございます。今、坂田委員から言われて、実は、この委員会が立ち上がった時、坂田委員とは2年前からやっていて、その最初の時に実は、この席で申し上げるべき話じゃないかもしれませんが、坂田委員に今の指摘を受けたことがあるんです。それを改めて思い出して、やはり、もう一度、この法の趣旨というのを踏まえた対応をする必要があると、改めて今、理解するところでもあるんですけども、ある面では、やっぱりそういう、いじめの問題というのは非常に根深い問題を持っているということ、私はどこかに置きたいなというふうに思っているところもあります。

法の部分と、そういう部分というのは、よく見極める必要があるなというふうに思いながら見てたところです。

横井委員、お願いいたします。

【横井委員】

笠原委員のお話を伺いながら、本当にそうだなと思って、冊子の5ページを見ると、外部相談機関との連携も少ないんですね。笠原委員は、先ほど加害児童・生徒へのカウンセリングが少ないという御指摘をされましたけれども、外部相談機関との連携という該当項目を見ますと、外部相談機関や児童相談所、子供家庭支援センターとの連携という項目がありまして、これが出ているのが小学校なんですけど、1%というふうに出ているようになっております。

それから、中学校と高等学校の方では、外部人材との連携ということでスクールソーシャルワーカーや家庭と子供の支援員等の外部人材との連携というふうになっているのかなというふうに読みましたけれども、いずれにしてもパーセンテージが少ない

ですよね。

特に早期に家庭に介入するという意味では、小学校がチャンスであるのに、外部機関との連携が1%となっています。被害も加害もどちらもなんですが、特に加害の児童においては背景要因を検討する、家庭環境ですとか、そして本人も保護者や家庭を地区社会から孤立させないとか、学級集団から孤立させないとか、孤立や排除の問題を取り組んでいく必要がある、それを連携や共同の中でやっていく必要があるというふうに私は考えています。この外部機関との連携とか、外部人材との連携というのが、もう少し高まるにはどうすればいいのだろうかというふうに思います。

また、質問項目の立て方として、学校はスクールカウンセラーと連携して対応した状況として聞いていくので、こういう結果になるのかなとも思いますので、一つの手法として結果が出てくるような聞き方をされるのもよいのかなというふうに思ったりします。以上です。

【有村委員長】

今の意見に何か、コメントが、ほかにありますか。

【事務局（建部指導企画課長）】

ありがとうございます。この外部機関というのは、やっぱりスクールソーシャルワーカーが学校に入ったわけですので、また、先ほど、医療的なケアが必要な子供の事例等もお話ししていただきました。そういう意味では、やはり学校だけで問題解決できないケースというのも多々あるかと思しますので、まだまだ、ここは課題が残っていると思います。質問の取り方も含めて、そのスクールソーシャルワーカーの力を、どういう形で学校の方に取り入れていながら外部との機関とのネットワークを構築していくかというところで、改めて我々の方としても啓発をしていきたいというふうに考えております。

【有村委員長】

ありがとうございます。今の外部機関との連携ということで非常に話題になっているわけですがけれども、特に今、この5ページのところでも学校が連携している機関として、やっぱり今、橋本委員も御出席いただいておりますので、警察との連携というところで、やっぱり、いじめ問題というのは非常に欠かせないというか、重大な問題等も関わっていると思います。恐縮なんですが、橋本委員の方で、警察のお立場からこういうデータを見て、お気付きの点があれば御指摘いただければありがたいんですが、

いかがでしょうか。

【橋本委員】

橋本と申します。特にこれは外部機関との連携というようなところでは、少年育成課の中に少年センターという機関がございまして、そこでは心理専門の職員もおります。そういった所で、いろいろ御相談を頂ければ対応いたします。

そしてまた、警視庁と教育庁、学校との連携の強化というようなところにおきましては、今年の5月10日に警視庁と東京都教育庁との連絡会議を実施しております。

この会議について、ちょっと簡単に御説明させていただきますと、この会議は副総監、教育長を筆頭に、児童・生徒の健全育成と非行防止活動を効果的に推進しますとともに、いじめ等の諸問題について対応するということを目的に実施させていただいております。この会議の中では、いじめ問題や児童虐待、また、いわゆるJKビジネス等の諸問題に対しまして、改めて教育委員会と警察との連携や対策について協議させていただきました。いじめ問題に関しましては、深刻な事例につながるケースも見られることから未然防止と早期発見のため、警察、学校、教育委員会が緊密に情報共有を図っていくというようなところを確認しております。

そして、会議の最後に、警視庁と教育庁との間で、学校におけるいじめ問題、またネットルールの促進、児童虐待の被害防止、JKビジネスの問題、以上の4点の申合せをさせていただいております。

今後も警視庁といたしましては、児童・生徒のいじめ問題、自殺防止対策につきまして、教育委員会や学校と、より一層の連携を強化して防止を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

【有村委員長】

今の警察の方からの御連絡、御報告について、何か事務局でコメントとか何かございますか。

【事務局（建部指導企画課長）】

本当に日頃から、様々なことで相談をさせていただいておりますし、区市町村教育委員会でもそれぞれの所管の警察と、そういった連絡会を設けていると聞いております。全ての案件が警察ということではございませんけども、やはり重大な件については御助言いただきながら、今後も対応していきたいというふうに考えております。

【有村委員長】

ありがとうございます。5ページのデータでも、その重要性が指摘されておりますので、御理解いただければと思っております。橋本委員、ありがとうございました。

他の委員の皆さん、今のデータの件、この資料についてございますでしょうか。

【笠原委員】

橋本委員の話聞いて、ああそうかと思ったんですけども、先ほど、高校生ぐらいになるといじめの形が変わってくるのではないかと申し上げた時に、JKビジネスみたいなものに、例えば友達から誘われて断れないとか、そういった小学生ではあり得ないようなことが高校生にはきっとあるだろうと思われるんですね。そういったものが拾えるような視点もあってもいいのかなと、今、伺って思いました。

【有村委員長】

どうでしょうか、そのあたりが拾えるような、高校生にとっては大事な問題だし、また非常に根深いというか、もぐっている部分がありそうな気がしますよね。事務局で、そういうふうなことを把握していることがあれば、どうでしょうか。

【事務局（建部指導企画課長）】

ありがとうございます。先ほども申し上げましたように、調査としては、そういった形で総括的なものになっておりますけども、具体的な事例として、やはり学校からの聞き取りであるとか、いじめの中でこういったものがあるのかということも、できるだけ把握をしまして、その事例紹介というようなことも含めて小学生から高校生までの発達段階の違いの中で、その差については、やはり明らかにしていかなければならないと思っております。少し今後、検討をさせていただければというふうに思っております。

【有村委員長】

そうですね。今の件なんかは、なかなか高校の先生たちもホームルームとか、そういうところで指導しにくい状況があるんじゃないかという気がしますね。確かに、そういうことはいかんよというような言い方はあるかもしれませんが、今の御指摘の友達から誘われたりするような、断れなかったりとか、あるいは、ある面でお金欲しさだったりとか、そういう非常に把握しにくい実情があるんじゃないかということも、ちょっと一般論として考えられるんです。多分、高校の先生方も御苦労があるのではないかというふうには思いますが、ちょっと振り向けて恐縮ですが、高等学校の課長さんのほうで何か考える材料とかあればと思いますが、どうでしょうか。

【事務局（藤井高等学校教育指導課長）】

私どものほうに、そういった事例は、年々と増えてきているような気がします。つまりそれは、子供たちが少し幼くなってきているといえますか、それとともに先生たちによく話すようです。そういうことでも、ちょっと言わないような、言いたくないようなことでも。そういう事例は、少し私の感覚的なものなのですが、増えてきているような気がします。

それを担任一人ではなくて、いろんな先生たちで相談しているような事例が少し多くなってきているような気がしますので、そういった状況の中で、もっといい解決策となれるような、そういう策は、私どもも研究した方がいいかなと思っております。

【有村委員長】

ありがとうございます。大きな課題かもしれませんが、何かの機会にまた検討していただければと思っております。

どうでしょうか、29年度の調査結果について、皆さん、御意見があれば。林委員。

【林委員】

私からは、先ほど裏側の方を聞きましたので、資料の表側で気になっていることがありまして、お尋ねしたいんですけども、資料4の⁴のところでは、

外部連携とは、ちょっと違う面で担任の教員のことなんですけれども、背景としては大学で生徒指導論などを担当してしまして、学校の先生になった場合にいじめ対策について積極的に関わるといことで指導をしております。しかし、これを見ますと資料4の複数回答の学級担任のところなんですけど、小・中学校に関しては、おおむね9割以上の先生方が関わっておりますが、高等学校が56.2%と予想より低いんですね。私から見ますと。これは、もともと27年度からそれほど高くない。一方で後ろの⁷だとチームで対応している高等学校が、小・中学校と比較して、一方でチームで対応しているのかというと少し低めに出ているんですね。

この高等学校の担任の先生が、いじめ問題に対して関わっているのが半分ぐらいの56%ですから、半分程度が関わってくれている一方で、半分弱の人が関わっていない、個別対応をしていないということについては、この調査だけからは、なかなか分からないかもしれませんが、どんな理由あるかが一つで、それが価値判断として、中・高でこれだけ差があることに對して良しとするか、対策をとったほうがいいのか、そういったことについて教育委員会の御判断をお願いしたいと思います。

【有村委員長】

どうですか、これは、高等学校の方に聞いているのでしょうか。

【事務局（藤井高等学校教育指導課長）】

お答えになるかどうか分かりませんが、実は、後ろの冊子の大きな4番の、「認知されたいじめについて誰がどう対応したか」の(3)のところなのですが、右上のところですが、高等学校・中等教育学校（後期）というところで、学校いじめ対策委員会が69.1%、27年は53.8%、28年度が62.5%ということで、年々上がってきているんです。

こと今のお話の件ですが、実は高等学校の方は、どうしても学校の教員数が非常に多いです。それと、教科の分科が少し強くなりまして、学級担任が一人で抱えてしまう、ある意味そういったことがないように、私ども、これまでかなり強く指導してまいりました。必ず、担任が見付ける、あるいはそういったことがあった場合は必ず、まずいじめ対策委員会で必ず対応する。それで、組織的に対応することが大事ではないかということは強く言ってきたところでございます。

高等学校の教員で、まだまだ、そういったいじめについて指導が十分にできない教員がいるのも事実かと思っておりますので、そういった点は改善が必要であると思っております。

以上です。

【有村委員長】

よろしいでしょうか。多分これは小学校の方だと、94.2%が担任で、組織対応が39.7%となって、高等学校だとここが逆転現象のように見えるんですけども、まず中・高等学校、小・中学校、どの校種にあっても担任の先生が関与しないとか、あるいは知らないということは、まずあり得ないのではないかと思います。その点は基本的にはどうでしょうか。

【事務局（藤井高等学校教育指導課長）】

それは、そうだと思います。

【有村委員長】

ですから、この数値の考え方として、やはり対策委員会という組織があるので、そこで実際に行動したり、動いたり、意見を言ったりとか、具体的に動くのはそちらが主だけれども、担任が何らかの形で、高等学校の課長からもお話がありましたけど、

教科指導とか専門という高等学校の特性があるけれども、担任の先生が全く関わらないとか知らないとかいうことはあり得ないんじゃないかというふうに一般的には思うんですが、そのようなこの数字の理解でいいのではないかと思うんです。どうでしょうか。

【事務局（藤井高等学校教育指導課長）】

やはり、担任は、日々悩んでいることが多いです。

【有村委員長】

そうですね。

【事務局（藤井高等学校教育指導課長）】

やはり、まず担任が気付くことが高等学校の事例でも多いのは事実かと思えます。

【有村委員長】

はい。ですから、今ちょっと私が申し上げたかったのは、今、林委員が御指摘のように、高校で数字が低いだけけれども、これは知らなかったとか関与しなかったというのではなくて、会議の中で参加とか、そういうことが数値的に表れにくいというふうな理解をするんじゃないかと理解するんですけど、そうではない、全く知らないというふうに理解するということですかね。

どうぞ、指導部長。

【事務局（増淵指導部長）】

私も高校の現場にいたことがありますので、やはり小学校・中学校と高校の担任の生徒との関わり方が違うんだらうなというように思います。

例えば、芸術科の音楽なんかは選択している子は授業を持ちますし、クラスを持ちますが、選択してない子の場合には、授業は全く持たないということがありますので、関わり方が随分違うと。ただ、担任が、このいじめのこととか問題行動を知らないことはあり得ません。

間違いなく把握しますが、じゃあ誰が主として対応するのか、ケースによっては養護教諭であったり、スクールカウンセラーであったり、部活の顧問であったり、もしくは前の担任であったり、そういった意味で多様な、生徒自身も選択をしながら、学校全体で、では誰が対応しようかと、その辺を選びながらやっている。それがこういった表れなのかなと思います。

ですので、林委員は教員養成の立場からということですので、その立場を考えると、

やっぱり担任としては関与しないというのはありませんので、是非生徒指導の観点からも、それは、きちんと学生さんにも指導していただきたいですし、私どもも担任としては、ちゃんと把握をしたり、どこまでどうなっているのかという進行管理をしたりということについては徹底をしております。

【有村委員長】

ありがとうございます。今、そういう理解の仕方という、補足をいただきました。鈴木委員、どうぞお願いいたします。

【鈴木委員】

先ほど、中・高になると、いじめも、大分変わってくるんじゃないかというところの中で、一つは、デートDVであったり、ハラスメント、それからLGBTの問題等も入ってまいりました。

その中で、いじめ防止の年間計画の中に、どのぐらいそういったものについて学校の先生方がお気づきになって、そこを込められているんだろうかと。あと、実際に調査で項目立てて、こういった問題を把握するのは大変難しく、ちょっと限界があるなど思っているんですが、だからといって何も分からない、どれぐらい一体どんなことが起きているのか分からないという状態では対策も非常に立てにくいというところで、その辺りは、どのように御苦勞、あるいは工夫されていらっしゃるのかなと思って、ちょっと伺いたいと思いました。

【有村委員長】

どうでしょうか、先ほどの警視庁の話のJKの問題もちょっと絡んで、今、御質問があったんですけど、どこか、事務局から、あるいは委員の皆さんで御指摘あればと思いますが、どうでしょうか。はい、ではどうぞ、事務局でお願いします。

【事務局（斎藤主任指導主事（教育相談担当））】

今、御指摘いただいたものについて、多くの学校では人権教育の中のプログラム、年間計画に位置付けているものが多いかと思います。先ほど話題になっています、いじめの年間計画というのは、この総合対策2次でも具体例として例示をしてございますけれども、まだ、いじめのスクールカウンセラーの全員面接の時期ですとか、アンケートの時期ですとか、そういう計画ですとか、あとは早期対応の時の実際にどう動くかという計画でございます。

そういった中で、やはり今後、そういった人権教育の年間計画といじめを防止する

ための年間計画について、今、多くの学校は別に存在していると思いますので、そういったところを横断的に見る、そういった意識をもっていく必要があるというふうに考えます。

【有村委員長】

確かに、都は人権教育プログラムの中にも高校の中に、DV対応だとかそういうような指導例あったような気がします。

だけど人権の問題で、今、御説明があったように、人権教育プログラムでやってる人権教育と、こういったいじめ対策でやってる年間の授業とか、そういうのを横断的に見て指導していくということはすごく大事なことだと思うんですね。

もしよければ、そういうプログラムを学校に紹介したり、具体的な対応を取ったほうがいいなというふうには理解しました。指導部長、何かございましたら。

【事務局（増淵指導部長）】

今、委員から御指摘になったように、今いろんな問題が絡まっていて、それが、いじめという形で発現することがあろうかと思えます。ですので、一つ一つについてどうかというのは、なかなか学校の調査では限界がありますが、教員研修を通して、どういう教育課題があるのか、子供たちはどういう状況なのかということを教員一人一人が把握した上で、今日の資料の総括のところの②で相談体制とありますが、結果的、最終的には一人一人の子供をどのように教員が把握するか、組織として把握するのか、その一人一人の子供に応じて、どうケアするのか、そして専門的な機関にどうつないでいくのか、そこに尽きるだろうと思うわけです。そういったアンテナを鋭敏にしていく。それは教育研修と、それから相談体制、そういったところが大きいのかなというふうに思っていて、それは引き続き改善・充実していかなければならないと思えます。

【有村委員長】

ありがとうございます。今、部長からも補足説明いただきましたけど、どうでしょうか、この29年度の調査の状況で、何か皆さんの御指摘あれば、よろしいでしょうか。ちょっと先を急がせていただきたいと思えます。

それでは、最後の案件でございますけれども、次の審議事項として上げていただきましたけれども、子供がいじめについて主体的に考え行動し、行動しようとする態度を育成するというプランが用意されておりますので、建部課長の方から御説明いただ

けますでしょうか。お願いいたします。

【事務局（建部指導企画課長）】

それでは、資料の5を御覧いただけますでしょうか。

本委員会の諮問事項において、更なる取組の改善が求められる事項のうち、「いじめ」の定義の確実な理解と組織的な対応については、先ほどのいじめに関する調査の報告から着実に進んでいるというふうに考えております。

ここでは、「子供がいじめについて考え、主体的に行動しようとする意識や態度の育成」について、委員の皆様にご審議いただきたいと存じます。

こちらの資料は、これまで都教育委員会が区市町村教育委員会や学校から集めた情報を、「いじめ総合対策【第2次】」に示された六つの項目に基づき整理したものでございます。

まず、「互いに認め合う態度を育む取組」について説明いたします。具体例として、「異学年交流などの取組」や「グループエンカウンターを活用とした取組」があります。異学年交流では、上級生が企画・運営の中心になり、縦割り班活動としてゲーム等を実施したり、いじめ防止強化月間である「ふれあい月間」の中で、6年生が遊びを計画し、休み時間に下級生とともに遊ぶ活動を行い、相手を思いやる心情を養う機会としています。また、「グループエンカウンターを活用した取組」では、グループエンカウンターの集団プログラムを活用することで、自分の気持ちや考え方を相手に適切に伝える力、他者の気持ちを受け止める力を身に付け、いじめの抑止力としています。子供たち同士が互いの良さを認め合い、信頼を高めることができる取組を推進することを目的としています。

次に、「子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組」について説明いたします。「いじめ問題を考える『子ども会議』の取組」や「『いじめ撲滅宣言』等を通した取組」があります。「子ども会議」は、事前に各学級で「いじめをなくすためにどうすればよいか」について、児童・生徒自身が体験やこれまでの学びから話し合い、児童・生徒一人一人に考えを持たせるとともに、「子ども会議」で発表する意見をまとめます。会議当日には、中学校区の小・中学校が集まり、事前学習で考えた意見交換をします。「いじめ撲滅宣言」を通した取組では、「いじめ撲滅宣言」等を児童・生徒から募集します。11月の「ふれあい月間」等で、学級活動等を通じて児童・生徒が「いじめ撲滅宣言」を基に、いじめについて話し合う活動を行い

ます。活動を通して、合意形成と自己決定を重視した取組を行い、子供たちが、いじめを自分たちの問題として捉え、行動できるようにすることを目的としています。

次に、「取組の推進役を担えるリーダーの育成」について説明いたします。「『ピア・サポート』の取組」、「『ふれありリーダー』や『子どもパトロール隊』の取組」などがあります。ここでは、「ピア・サポート」について御紹介をさせていただきます。この「ピア・サポート」とは、同年代の友達、これをピアと呼びますが、対等な立場で仲間を助けたり、支えたりすることです。この活動を推進するために、校内で自校の生徒を対象に「ピア・サポーターの養成研修」を実施しています。この研修の目的は、困ったことを相談できるより良い人間関係を作ることができるようにすることにあります。このように、いじめ防止に向けた子供たちの取組が活発に行われるようにするためには、取組の推進役を担えるリーダーを育成していかなければならないと考えております。

次に、「児童会・生徒会活動による取組」について説明をいたします。「『子ども議会』の取組」や「委員会活動の取組」があります。ここでは、「子ども議会」の取組について紹介をいたします。「子ども議会」では、実際の区市町村の議会を使い、子ども議員として学校でのいじめ防止への取組を報告し合い、自分の考えや意見を述べ、他の児童・生徒代表や会場の参加者と意見交換を行っています。意見交換を基に、「いじめ防止宣言」を作成し、「子ども議会」で採択します。採択された「いじめ防止宣言」を子ども議員が各校に持ち帰り、朝会等の場で「子供議会」の報告を行うとともに、「いじめ防止宣言」を発表します。こういった取組は、全校の子供たちが所属する児童会や生徒会の活動をとおして、いじめ防止の取組が推進されることを目的としています。

最後に「SNS東京ルール」に基づく、「学校ルール」、「家庭ルール」づくりや「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる意識啓発では、「生徒会代表による『意見交流会』の取組」や「高校生によるスマートフォン使用の注意喚起に関する取組」があります。意見交流会では、各中学校の生徒会役員が集まり、「いじめ」に関して取り組む際の自校における基本的な考え方や、自校のSNS学校ルールについて意見の交換をしています。その後、意見をまとめ話し合いを行ったり、標語を作成したりして活用しています。また、高校生が近隣の小学校や中学校を訪問し、児童・生徒にスマートフォン使用に関する注意を指導する取

組を行っています。指導する立場に立つことを体験することで当事者意識を持つようになり、いろいろな場面で、主体的に行動する意識を育成しています。

ここで詳細につきまして、情報教育担当から補足をさせます。

【有村委員長】

情報教育担当の方、よろしく申し上げます。

【事務局（西澤統括指導主事）】

情報教育担当統括指導主事西澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま、建部課長の方から説明がありました「SNS東京ルール」また、そのほかの施策ということでお話がございましたけれども、そこに補足をさせていただきたいと思います。

東京都教育委員会では、子供たちによる主体的な情報モラルの教育を推進しております。建部課長の方からも主体的なという言葉が、何度か出ておりましたけれども、具体的には子供たちが主体的に学ぶ教材として「SNS東京ノート」というものを作成いたしまして、これを配布しております。これは、ホームページ上からダウンロードできる形にもなっております。本日も、私、持って来ておりますけれども、こういったグリーンの表紙のものでございます。こういったものを小学生の低学年版、中学年版、高学年版、中学生版、高校版ということで、配布をしております。

先生方にも当然配布しております。更に活用の手引きというもので先生方には、この使い方についても示しております。

このSNS東京ノートの特徴的な取組、内容としまして、今、建部課長からも申し上げましたが、高校生が小・中学生に情報モラルを教えることを想定したコンテンツがございまして、カード教材等を使いまして授業の流れを自分たちで組み立てる、このようなコンテンツになっております。

具体的にもう少し説明しますと、都立の墨田川高等学校におきましては、本年の7月に高校1年生全員で実際に近隣の小学校、三校でしたが、このコンテンツを先生役となりまして有効に活用していました。

小学生は普段、先生たちから教わるのとはまた違いまして、年齢の近いお兄さん、お姉さんから情報モラルの話を具体的に聞くことによりまして、身近なこととして捉えることができます。そしてまた、高校生も小学生に教えるために一生懸命にSNS東京ノート、情報モラルの勉強をするわけです。そして周到的な準備をすることにより

まして、より情報モラルに関する、自身の関わり方を見直してきたということで相乗効果が非常にあらわれている事例でございます。

補足でございました。ありがとうございます。

【事務局（建部指導企画課長）】

説明は以上でございます。これらの取組のうち、いじめ防止に向けた取組の推進役を担えるリーダーの育成や児童会・生徒会活動による取組については、小・中学校を中心に積極的に取り組んでいる状況が伺えます。

その一方で、昨年度開発した「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる意識啓発については、今後さらに取組を推進していく必要があると考えています。以上で説明を終わります。

【有村委員長】

ありがとうございました。今、検討事項という審議事項の中身を説明していただきました。これについては、今そこにも資料の今の1ページにも書いてございますけれども、総合対策の2次の方、これは赤版の方ですね。

我々の手元には、こちらの事務局が用意してくれた資料の中にありますけれども、その中で、やっぱり具体的にお取組を示し、どういうふうに取り組んでいくのかというのが、今のこの案件になるわけですが、大きく4項目にわたって、白丸のところですが、互いに認め合う態度を取り組む、あるいは、児童同士が話し合う、合意形成する、それから三つ目にはリーダーの育成ということ、それから四つ目に児童会・生徒会、そしてもう一つ、東京ルールのことですね。そういうことについて具体的に都教委が取り組んでいるということについて、一つの提案がされたということでございます。

この取組状況については、この2次報告の中でも非常に積極的に取り組んでいるという状況は出てきていますので、それを具体化した形で、今、取組状況を話ございました。

御意見と、この辺ももっとこんなふうにしたらいんじゃないかとか、こういうふう考えたとか、御指摘いただきたいと思うんですが、どうでしょうか。林委員、お願いします。

【林委員】

「ピア・サポート」の取組のところで、3ページなんですけれども、これ、どう進

めていったら効果的かということを考えて見ていたんですが、NPOがやってくれるピア・サポーター養成研修というものが計画されているというふうに書いてあります。これは、希望者のみで行うのか、それとも学校行事などに、例えば宿泊行事などの分散して組み込んでいく形で、できるだけ大勢に参加してもらえるような形にするのか、やり方によっては、大勢が参加できるプログラムにもなるでしょうし、希望者だけ残りなさいという形で、あるいはどこどこに行きなさいという形だと、なかなか参加者が少なくなってしまうのかなと思いましたので、できるだけ大勢に関わってもらえるような工夫というのは、考えていらっしゃるのかどうかということについてお尋ねしたいと思います。

【有村委員長】

どうですか。「ピア・サポート」についての取組ですけれども。

【事務局（渡辺統括指導主事）】

こちらにお示ししました内容は、これから都教委として、これを例示して取り組んでいくということの前に、現在、各区市町村ですとか、学校で行われている取組例を、例示として挙げさせていただいております。

有村委員長からありましたように、大項目のカテゴリーで分けた場合に、今、区市町村や都立学校において、どのような取組が行われているかということで、その例示をお示しさせていただいております。

ですので、本日におきましては、こういった現在の取組に対して、いろいろな御示唆をいただければ、これをもって、また、区市町村や都立学校等にこの御意見を波及させていただいて、更に充実させたものとさせていただきたいと考えております。

【有村委員長】

ありがとうございます。そうしますと、これは、これまで2次報告の、この前発表した、3月に言った中で、大きな4番目に、子供が主体的に行動しようとする意欲、態度ということがうたわれていて、そこにアからカまでございまして、それを具体化していこうという取組で、非常にこれは効果があるというふうに思うんですけれども、これは、今、一つ考えられている中身としては、これから各区市町村にどんなことを実践していますかとか、どういう効果がありますかとか、そういう調査をかけたか、あるいは実践を拾うとか、そういうことがあって、改めてプランニングをしていくという、そんな考え方なんではないでしょうか。この資料の理解の仕方として、ちょっと枠組

みを教えていただきたいと思うんですが。

【事務局（渡辺統括指導主事）】

こちらに関しましては、既に各区市町村等にどういった取組をしてるかという調査をかけまして、それで上がってきたものの中から、こちらの総合対策【第2次】のカテゴリに当てはめた時に特に特徴的なものということで、お示しをさせていただいているところでございます。

【有村委員長】

確か、この2次の報告を作る時にも、何かの調査というかをして、こちらの文言を書いたような気がするんですね。ですから、それを発展させた形で学校に取り組んでほしいということ、更に続けてもらうということになるんだと思うんですけども。

委員の皆さん、何か御指摘ございますか、今のこういう取組であるということで、方向性を示されているわけですけど。

では、私の方から、ちょっとお伺いしたいのは、この1ページ目に高等学校のグループエンカウターの活用というのがあるんですけど、これは、やり方によっては非常に効果があるというのも、私も学生たちによくやるものですから大体のことは理解できるんですけど、高校生の場合で確かにここに書いてある気持ちを相手に適切に伝えるとか、受け止める力を身に付けるというふうにつながると思うので、これをやるには、そのファシリテーターとなる先生の力量といいますか、そういうのも重要な気がするんですけども、その先生の養成とか、そういうのは、どんなふうを考えられているのかとか、そういうのがもしあればお考えを、ちょっと教えていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

【事務局（堀川主任指導主事（産業教育担当））】

高等学校を担当しております堀川と申します。事務局の一人として発言をさせていただきたいと思います。

グループエンカウター、現在は外部の専門家を講師としてやらせていただいております。現在は教員もその中に入って一緒にやっています。今後、ゆくゆくは教員がその力を身に付けて、特に担任の先生等がそれを身に付けてやっていくようになればいいなということです。現在は、まだ研修会としては年一回、定時制課程を対象に研修会をやっているというところでございます。

1年生を対象にやっているんですけども、おかげさまで不登校や中退は1年生に限

っていいますと、減少しているという傾向がありますので、いわゆる人間関係づくりという点で、現時点では効果があるものと考えております。

【有村委員長】

ありがとうございます。ここは私の考え、意見なんですけれども、せっかく、特に高等学校あたりは、スクールカウンセラーを重点的に全校配置して充実していますので、スクールカウンセラーの先生に、こういうファシリテーターをお願いするとか、そうすると一緒にいながら担任の先生も学ぶとか、そういうアプローチが効果的なように思うんです。これについて、鈴木委員は何か御意見ございますか。スクールカウンセラーの先生がリーダーシップを取って高校の先生に指導してもらいたいなという気持ちもあるんですけど、どうでしょうか。

【鈴木委員】

そうですね、できれば是非お使いいただければと思いますが、ただスクールカウンセラーにも得意、不得意がございますので、全員がこういったグループエンカウンターができるかということ、個別の相談が得意な方もいらっしゃいますので、そのスクールカウンセラーの専門性によって多少の差が出てくるかなと思っています。こちらのほうでも日々、研修を計画したりはしておりますが、なかなか均一にというわけには難しいかなと思います。

【有村委員長】

ありがとうございます。もし、ここにも書いてありますので、学校の、例えば、私だと、先ほど高等学校の話がありましたけどグループエンカウンターが全ての生徒たち、あるいは学校にうまくいくとは思わないんです、やっぱり。

というのは、率直に申し上げると、そういう言い方は悪いかもしれませんが、割と、例えば進学重点校であるとか、ちょっと目的が違う生徒たちの場合は、白けてしまう生徒もいると思うんです。ばかばかしくてやってられないよと言うのも聞こえないわけじゃないんです。

ちょっと言葉が悪い、きつくて恐縮なんですけど、ですから生徒の実情とか、先生たちの信頼関係の中とか、そういう中で、やっぱりある程度、環境を整えてやらないと効果も薄いんじゃないかという気はします。

そのあたりの見極めも考えながら、この取組は非常に有効であると同時に、若干ある面では抵抗感を示す生徒さんもいるんじゃないかと思っておりますので、そういう部分の

ケアも含めてこれを展開しないと、すごく難しい問題も含んでるなと思うところがありますので、あえて申し上げました。ただ多くの場合、これは効果的ですので、是非取組をして工夫していただければありがたいというふうに思っています。

何か、課長ございますか。

【事務局（藤井高等学校教育指導課長）】

高等学校では、教科「人間と社会」というのが、必修の教科で入っています。

こちらは、いわゆる進学指導重点校から定時制の全てに入っておりますが、こちらでは、いわゆるキャリア教育と道德教育をミックスしたような形で授業が展開されておりますけれども、グループエンカウンターが決まったプログラムというよりは、必ず自然な形の中で、お互いを認め合うというようなことを授業の中でできるような、そういった取組もやっております。こういった取組をグループエンカウンターと合わせて、効果的に使っていきたいと思っております。

【有村委員長】

今おっしゃっていただいたことは、今言われている、いわゆる対話的な学習とか、そういう授業の中で生かした一つの手法だと思うんですね。ありがとうございます。

他にどうでしょうか。笠原委員、お願いいたします。

【笠原委員】

この取組の中で、例えば、先ほどの墨田川高校の取組ですとか、それから子供議会とか、昼休みの放送でラジオのDJの悩み相談するみたいなするなんていうのもすてきだなと、本当に面白いななんて思って、とても子供たちの豊かさを感じられる面もたくさんあって、大事だなと思っておりますが、一点どうしても、ちょっと私は、果たしてこの取組がいじめ対策になれるのかという、とても疑問があるのが5の取組です。

取組の推進役、リーダーの育成。そもそもいじめ防止をするのに、またここで何かヒエラルキーを作ってしまうことに、どういう意味があるのか。逆にこういうことをしていくと、むしろまた、例えばこのリーダー役になった子が正しくて、その子にくっついてればよくて、そこでまた人間関係の荒れが生まれてなどという、何かちょっと、子供たちをかえって縛り付けることになりはしないかという気がとてもしました。

特にこの中で、学校がどう見ているということではないんですが、この小学校としてはよく頑張っているんでしょうけど、「子どもパトロール隊」なんて作ってしまっ

て大丈夫でしょうかって、ちょっと、むしろとっても心配な取組だなと思いました。

これによって何か子供たちの考え方が一つの方向にいつてしまうことの危険性、そこで、いじめというのは、そうやって生じてくると思うんですね。

みんながお互いの多様性を認め合えれば、いじめというのはどんどん減っていくんでしょうけど、同じ方向を向いてしまった時に、異方向の、変な方向に行くことがあります。ちょっとこれはどういう考え方でこのリーダーという考え方が出てきたのかなと、大変疑問に思っております。

【有村委員長】

なるほど、「子どもパトロール隊」について、もしお分かりになれば、ちょっとどうでしょうか。事務局の方でお話いただけますか。

【事務局（建部指導企画課長）】

本当に御指摘いただいたとおり、こういった取組をする時には、必ずデメリットということも認識していかなきゃならないだろうと思っております。

子供たちが活発に活動しているから、これで本校はいじめの取組ができているというふうに表面だけ捉えてしまうと、一方で潜航している問題の方に目がいかないということもあります。いろいろな学校の校長先生とお話ししていく中で、ちょっと事例は違うんですけども、例えば、こういう中心になる子供たちが活発に活動すると、逆に、本当に家庭的に恵まれない子供で、やはりいろんなトラブルを抱えてる子供たちからすると、その活動に対して、やはりどちらかというところ少し距離を置いて、やっているメンバーについて、先生たちに気に入られてる人たちだけがやってるんだというような二極化が出ているというようなお話も、中学校の校長先生からお聞きしたところもあります。やはり、そういった情報も含めて、こういった取組をやるから必ず解決するというものではなくて、その裏には逆に入り切れない子供がいたりとか、パトロールというものに絶対的なものを与えてしまって、逆にそこで権威主義的なものになってしまうとなると、また別の問題も起きてきますので、必ず、ここにはメリットとデメリットがあるということは伝えながら。一方で子供たちの発案による活動を否定してしまうと、せっかく主体的な取組をしようとしている部分に水を差すことにもなります。この主体的な取組というのは、今後もまた、いろいろ御意見を頂きたいと思っておりますし、また、我々も区市町村教育委員会や学校に伝えていく時に、これをやるから絶対に解決しますよということにはならないような配慮は必要だろうというふうに

は思っております。

【有村委員長】

どうぞ、笠原委員。

【笠原委員】

そのとおりだと思います。私が伺いたかったのは、リーダーという考え方です。非常になじまない、いじめ対策に全くなじまない考え方ではないかと思うのですけれども、子供たちが自発的に主体的な活動をする、これは本当に大事なことです。

子供たちの中から、いじめって何だろうという、考えてもらう、とても大事なことだと思います。

しかし、それを、ここで教育委員会がこれを出しているわけですから、リーダーという言葉が出てきちゃった時点で学校の先生たちが一生懸命考えて「子どもパトロール隊」になったんだと思うんですけども、このリーダーという考え方を持ち込むことが、どういう意味があるのでしょうか。

【有村委員長】

どうでしょうか。ここら辺りは委員の皆さんで、こんなふうな考え方をしたと。どうぞ、坂田篤委員の意見を。

【坂田（篤）委員】

中学校の委員会組織の、例えば生活委員会というのがあるんですけど、その委員長がいわゆるリーダーになるわけです。子供たちが組織的に動いていく中で、やっぱりそういうような存在が必要になってきます。

小学校でも児童会というものがあって、中学校でも生徒会というものがあって、子供たちの組織の中には、リーダーという役割というのはいすでにあるわけです。ただ、いじめというところに特化してしまった時に、それは本当に同じなのかどうかというところは、やはり問題かもしれません。

このいじめというところに特化したところでの組織のリーダーが果たしてうまく回るかどうかというところは、やはり学校の指導の問題かなと思います。このリーダーを否定するということは、ちょっとないかなと思っています。

【有村委員長】

どうでしょうか、リーダーに対するお考えは。どうぞ、横井委員、お願いします。

【横井委員】

ちょっとずれてしまいますが、でも同じページに書いてあるので、リーダーの育成の中に、「ピア・サポート」の取組というのがありますよね。

「ピア・サポート」というのは、リーダーの育成とはちょっと違うんじゃないかなと思います。ここに書いてあるように対等な立場で仲間を助けたり支えたりする。これは大事だと思うんです。だから、リーダー育成とは、ちょっと別なのかなと思っています。

特に自殺予防もそうなんですけど、把握をした時に適切に大人につなぐということをしちっと教育しておくことが、とっても大事だと思うんですね。だから、大人を信じて、大人に一步踏み出して、保健室に友達を連れて行くとか、何かそういうアクションを起こす勇気をもっているとか、具体的にどうやればいいんだというようなことを教育していく、予防教育をしていくというのは、とても大事だと思うんですね。

ただし、ここに書いてあるのは支援する生徒自身の個人的資質の向上を図ることができると書いてあるんですが、個人的資質を伸ばすというよりは、そんな時どうすればいいのかなという社会的スキルを育てて醸成していくということなのではないかなというふうに思っています。

研修自体はとてもいいことだと思いますし、いい人間関係を作ることができるのはいいし、認定証も何か自尊感情を高めるようなものになるのはいいんじゃないかなと思います。

ちょっと、リーダー育成というよりは、ピアについて、予防というところの視点、見ていると多くの子供はスキルがやはり上手ではないので、誰かが突出した行動を取った時のとまどいとかの処理も上手ではないというふうに思います。以上です。

【有村委員長】

ありがとうございます。他には、どうでしょうか。多分、今、笠原委員のおっしゃったことは、リーダーとかパトロール隊というのは、ある種の権威付けとか縦系列になっちはいけないんだという指摘だと思うんですね。

これは、いじめの構造から考えて、とても避けなければいけないことなのですが、私がちょっと見聞きしているパトロール隊とかリーダーの養成、例えば生徒会活動とか児童会活動なんかやっているケースを見ると、やっぱり、子供たちで十分、横の話し合いをしているようですね。そこは校長先生も配慮されていて、その子が、例えばリーダーになった子とかパトロール隊になった子が、あいつだけ何であんなこと、目立

つことやってんだという妬みにならないように、そういったふうにならないような配慮はしているようなんですけれども、確かに、これらが権威付けになったり、縦系列になると、いじめを逆に生んでしまう、そういう危険性をはらむんじゃないかという気はしますよね。どうでしょうか。

では、鈴木委員、どうぞ先にお願いします。

【鈴木委員】

確か、NHKの「いじめノックアウト」で、この「子どもパトロール隊」を取り上げられていました。その時のあれは、パトロール隊というよりも、旗を持って20分休みに遊べない子たちに対して一緒に遊ぼうよと誘うことで、遊びを一緒に考えたりとか、そういう形のやり方をされていて、いじめをやめさせようとか、そういうのとは、ちょっと違うニュアンスだったように思います。

校庭の隅で、いろんなパフォーマンスを考えてみて、そこにみんながモブ・スタイルみたいに入って行ったりとかしていました。中心的になっている子たちは自発的な子たちだったので、5年生だけれども、「今度、その下の学年が継いでくれるかな、僕たちがやっていること。」とか、そういう話合いをされていて、非常に「ピア・サポート」に近いパトロール隊でした。

このようなやり方であれば、難しさはもちろんあると思いますけれども、先生の権威に従ってやっていくというのとは、ちょっと違うニュアンスだったのかなというふうに思いました。その番組を見た限りでは、そういうやり方もあるんだというのは、一つ理解ができました。

【有村委員長】

ありがとうございます。補足していただいて。では、部長の方から、どうぞお願いします。

【事務局（増淵指導部長）】

いろいろ、ありがとうございます。リーダーという、この表現がいろいろな解釈を生むのかなと思ったんですが、学校の中でリーダーとは特定の個人ではなくて、「このことについてはあなたが。では、このことについてはあなた。」と、いろいろ相互にやり取りをしますので、特定の人にある権限が集中するとか、そういうのはありませんので、ちょっとそういったことが分かるような表現になっているかというのは改めて、確認はしたいと思います。

ただ、いずれにしても、いじめということに特化するということではないと思うのですが、いじめについて、こういうことを学校でやっていこうという時に、「では、これについてはあなたがみんなをまとめなさい。」とか「じゃあ、これについてはあなたね。」という、そういったことを学校の中でリーダーというふうに言いますので、それぞれ対等の関係の中で、ある場面については「この人がまとめましょう。」と、そういったことができる、そういった時に自分はこう思うんだけどと、みんなをまとめることができる、そういった子供を育てていこうという、そういった趣旨かと思えます。

【有村委員長】

ありがとうございます。今の、リーダーの大事なところや子供たちの主体的な活動だということ、すごく大事に考えたいリーダーの意味付けだとか、考え方辺りも示していないと、場合によっては、学校によっては極端にリーダーを作って、その子に任せっきりとか、そういうふうになって負担が逆にいたり、それも非常に避けなきゃいけないところだと思うんですね。

非常に大事な議論をしていただいたように思いますので、この取扱いについて、もし、更に検討するところがあればお願いしたいと思います。私の理解では、今の子供たちは、リーダーというのは一つの集団の中での活動の一つの役割分担なんだと。できれば順番で回ったり、対等の関係だとか、そこに先ほども横井委員も御指摘があり、あるいは鈴木委員もおっしゃいましたけど、「ピア・サポート」的に横の関係というのが、縦の関係より横の関係を重視した活動というのが、今の子供たちになじむのではないだろうかというふうに、ちょっと理解をしているところです。

では、どうでしょうか。ほかに、皆さん、どうぞ。林委員、お願いします。

【林委員】

それぞれの取組についてとても魅力的に私は思えました。ただ、この取組をしたから結果がどうなのかというところとセットで提示していくことが必要だろうと思います。具体的にいえば効果測定をどうするのかという問題ですね。

例えば、「ふれあいリーダー」も「子どもパトロール隊」も「ピア・サポート」もやれば同じ成果が出るのかというのは分かりませんので、例えば、どうやって満足度を測っているのか。どうやって伝えたいことが伝わったのかを測ろうとしていて、どうやって行動の変容について触れていったのかをみようとしているのか。そして、ど

うやって、いじめの解消や対策になっているのかを、それぞれの事例について各学校で取り組まれているということですので、どういう効果測定を、やったかがあったかどうかの検証をしてるのかということもセットでお伝えしていくことが重要なことだと思います。

【有村委員長】

そうですね。ちょっとフォローというか、後の経緯を見ながら効果測定も大事だという指摘でございます。ほかにどうでしょうか。ほかにあればと思いますが、よろしいでしょうか。

私からちょっと。この例えば、撲滅宣言というのがあったんですけど、ついこの間も、ある中学校に研究発表で伺いますと「いじめ撲滅宣言」ということで生徒会で決めて取り組むという非常にいい活動、活発な活動をしているわけですけども、その標語が、思いがあり余り過ぎてという表現をしていいんでしょうか、学校の至る所に貼ってあるんです。訪問した者にとっては、余りにも華々し過ぎるというか、1、2か所見れば分かるよという感じや気持ちが、ちょっとしないでもないんです。

そこら辺りのやり方について、このシンボルマークを作るとか標語を作るとか、ややもすると過度になり過ぎるところもあるような気がします。その辺りも、掲示の仕方とか取扱いも、先生たちのセンスの問題だという気もしますが、担当の先生にしてみると生徒たち頑張っているから一生懸命やろうというの分かるんですけども、これが余りにも、いじめ撲滅ということをやパパパッと貼りすぎたりすると、ちょっと強烈だなと思います。生徒たちの目にはどう映るのかなという辺りも、先ほどの林委員の話ではないですけど、よく確かめながら。そういう、せっかくいいと思うことが、生徒の重荷になったり、あるいはマイナスにならないような配慮というの、一方ではしていく必要があるのかなというふうに思っていたところです。

非常に良い取組をされてると思いますので、いろいろ実践的にこれを深めていただきたいし、学んでいただければというふうに思っているところです。

他の委員の皆さん、どうでしょうか。横井委員、お願いいたします。

【横井委員】

最後に、どうしても言いたいのでマイクをいただきました。全体的に組織化という感じで取組があるのかなと思うんですけども、組織が組織化されてない状態でこそ、他者に関心を向ける子供たちの傾向を増やしてほしいと思うんですね。といいますの

は、この数年、先生方ともお話しして、そうさそうさというふうに言い合うんですけども、子供たちの関心の幅が狭くなっているとか、人間関係の範囲がすごく狭くなっているのを感じるんです。他者のことに気が付きにくくなっているというふうに感じるんです。そういった状況を見て、他者に関心を広げるようになってほしいなと思うんですね。

もう少し、グループエンカウンターが高等学校しか書いてないんですけども、小学校や中学校でより盛んにグループエンカウンターみたいなことを通じて、他者に気付けるようにとか、日常の授業内容とか生活場面で他者に関心を向けられるようにということが取り組めるといいなと思います。

どういうプログラムということではないんですけど、それだけちょっと申し上げたかったです。

【有村委員長】

ありがとうございます。今、おっしゃっていただいたことは、もう皆さん御存じだと思んですけど、小・中学校でも、特に道徳とか学級活動なんかで他を認め合うとか他者理解に関しては、かなりいろいろな取組をされてるようなんですね。

そういう意味では、道徳とか学級活動の普段の授業の中でも、今、他者への関心という、横井委員が御指摘のように、先生たちも気を配って実践してるんじゃないかと思います。それをうまく拾い上げながら、この我々の委員会でも構造化したりしながらして、事例として現場に提供できれば、さらなる、いじめ対策になるんじゃないかというふうに思って、今、お聞きしたところです。

はい、どうぞ、坂田委員、お願いします。

【坂田（仰）委員】

もちろん他者理解という、基本的な教育の問題として前提があつてですが、私、この取組を見させていただいて、すごくいいなと思ったのは、一つの学校でやっている実践事例として、こういう取組ができますよという、あくまでも例示提示であつて、これ全ての学校に強制しようとしてるわけではないんですね。

いろんな問題があつて取組が行われてるのは、子供たちや先生方の働き掛けの中で、自分たちがどうしようという主体性の中で出てきている取組だと思うし、その学校では、それでうまくいったということを、こういう例もありますよという提示をしているだけだから、私は、これは全然、むしろもっとあつて、じゃあ、やってみようかな

って子供たちから出てきたらうれしいなと思うんです。

その、やってみようかなというリーダーシップを取れる子供たちが出てくることというのが本来の目的であって、誰かをリーダーに育てていくということでは多分ないんだと思うんですよね。

フラットな関係性の中で、いじめの問題に関して、こういう取組をやろうよという子が出てくるのであれば、そのきっかけになる例としての紹介としては何も問題がないし、むしろやるべきだというのが私の考えなんです。

もちろんフラットな関係が大事だとか、教育問題として社会性が大事だというのはあるとしても、今、現実にはこれだけのいじめが出てきている中で、何ができるかなという一つの例示としては、すごく、意味があることじゃないかなというふうに思って、そののところが業務にしてしまうと何も前に進まないような気がしているところです。

【有村委員長】

ありがとうございます。むしろ生徒たちの積極的な取組であると評価して、それを事例として公表していくというような話だと思います。

どうですか、委員の皆さん、ほかにあればと思いますが。

【相川委員】

いいですか。

【有村委員長】

はい、どうぞ。相川委員。

【相川委員】

先ほど坂田委員のおっしゃったことと、ほぼ同じことになるのかもしれませんが、こうやっていろいろ示していただくことって、すごくいいことだなと思うんですが、ただ、こういう例示として示されたものを現場の方々がどういうふうに受けとめるのか、一個一個の工夫というのは、その学校なり、そのクラスなりで、直面する課題があって、それをどう克服しようかという先生なり子供たちの、いろんな工夫というか、そういうものがあって生まれてきてるんだらうと思うんですよね。

だから、それを、こういうふうにといいいらしいとか、こういうふうにとおけば問題ないみたいな感じで取り組むのではなくて、自分が直面している課題が何なのかとか、今、目の前にいる子供たちにとって何が必要なのかというところをきちん

と意図して、これを取り入れていただく、考えていただくということが必要なんじゃないかなということを、当たり前のことですが、ちょっとコメントさせていただければと思います。

【有村委員長】

そうですね。当然、私たちは、普段の教育活動でも、やっぱり学校の子供たちの実情と子供を直視して、事例とか実践があるべきだとは、教育委員会や教育施策でも、我々の議論でもそうだと思います。

やはり子供を臨床的な視点で見て、そこから構築するというのが大事な指摘だというふうに思って、理解いたしましたけど、どうでしょうか。

では、ございませんでしたら、一応、今日、諮問事項について御提案を頂いたことについて、これから更にまた議論しながら、具体的に次年度も回数を重ねていくと思うんですけども、多分次年度の7月くらいまでには、いろんな話をまとめていくことになると思いますので、この議論を引き続き、また展開してまいりたいというふうに思います。

皆さんから、いろいろな御意見いただいて特に結論ということでは、今、委員長の立場で申し上げませんが、この取組を更に進めるような形で東京都のいじめの根絶に向けて、我々も努力したいというふうに思っているところでございます。

御審議いただきましたことを御礼申し上げたいと思います。

それでは、最後に、その他のところに進みたいと思います。委員の皆様から何か、その他のことで何か提案とかございましたら、発言してもらいたいんですが、どうでしょうか、特にございませんでしょうか。

ございませんでしたら、議論は終わりにさせていただいて、事務局の方に、連絡事項等ございましたらお願いしたいと思います。

【事務局（齋藤主任指導主事（教育相談担当））】

委員長、委員の皆様、貴重な御審議ありがとうございました。

それでは最後に二点、事務連絡をさせていただきます。

一点目は、次回の会議の予定でございます。次回の会議は、平成30年2月を目途に開催する予定でございます。改めて参加可能な日程を確認させていただき決定してまいりたいと考えております。

二点目は、本日の会議録についてでございます。前回同様、1か月後を目途に会議

録の案を各委員のメールアドレスに送信させていただきますので、5日程度の間で内容を御確認いただき、修正等がある場合は御連絡をいただきたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。事務連絡は以上でございます。

【有村委員長】

それでは二点、事務連絡ございましたけれども、委員の皆さん御確認いただきたいと思えます。

それでは、長時間にわたりましたけれども本日の会議を終わりたいと思えます。